

平成 21 年

第 7 回美濃市議会定例会会議録

平成 21 年 9 月 8 日 開会

平成 21 年 9 月 30 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成21年第7回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月8日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
議案の説明	
認第1号(副市長 加納和喜君)	5
認第2号・認第3号・認第4号・認第8号・認第9号・議第62号・議第65号 (民生部長 川野 純君)	8
休憩	15
再開	15
認第5号・認第6号・認第7号・認第11号・議第63号・議第66号 (建設部長 丸茂 勝君)	15
認第10号・議第64号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)	20
議第61号(総務部長 平林 泉君)	23
休憩	25
再開	25
議案の上程	25
議案の説明	
議第67号・議第68号(市長 石川道政君)	25
質疑	26
委員会付託省略(議第67号及び議第68号)	26
討論	26
議案の採決	26
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	27
休会期間の決定	27

散会の宣告	27
会議録署名議員	29

第 2 号 (9月17日)

議事日程	31
本日の会議に付した事件	31
出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	32
職務のため出席した事務局職員	32
開議の宣告	33
会議録署名議員の指名	33
認第1号から議第66号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	33
1. 来年3月に迫る市町村合併特例法の期限内での関市との合併推進について	
2. 地方分権の受け皿となるための財源・職員などの行政基盤づくりについて	
石川市長答弁	35
再 野倉和郎議員	36
2 古田 豊議員	36
1. 美濃市第4次総合計画の総括と美濃市第5次総合計画の策定について	
2. 平成20年度決算における経常収支比率等の結果について	
3. 民主党への政権移行に伴い、美濃市の事業と財政へ与える影響はどのような事が 考えられるのか	
石川市長答弁	40
加納副市長答弁	42
再 古田 豊議員	42
3 佐藤好夫議員	43
1. 藍見小学校通学路 横越地内の安全対策について	
2. 長良川右岸 笠神地内堤防の災害復旧について	
3. コミュニティバス「わっちも乗ろCar」の運行路線見直しについて	
① 次回の見直しはいつ頃になるのか	
② 梅山住宅への乗り入れができないか	
③ 年間利用者が一定人数以下の停留所を廃止してはどうか	
丸茂建設部長答弁	44
梅村総務部参事兼総合政策課長答弁	45
休憩	46

再開	46
4 森 福子議員	46
1. 学校再編成により閉校となった校舎の後利用として設置された「生涯学習センター」について	
① 現在、6地域の「生涯学習センター」の事業活動及び利用状況は、どの様になっているのか	
② 「生涯学習センター」の耐震等の安全性は、どの様になっているのか	
③ 「生涯学習センター」の利用促進を検討する協議会の設置ができないか	
森教育長答弁	47
再 森 福子議員	48
5 岩原輝夫議員	49
1. 県道岐阜美濃線の松森から山崎橋へかけての、通勤時における交通渋滞の緩和策について	
2. 運動公園 陸上競技場の整備は出来ないか 陸上競技場のトラック内全体に砂を入れて整備してほしい	
川野民生部長答弁	49
森教育長答弁	50
再 岩原輝夫議員	50
6 山口育男議員	51
1. 市街地（目の字地区）における路上喫煙の規制について	
川野民生部長答弁	51
7 武井牧男議員	52
防災について	
1. 耐震補強について	
① 耐震診断の対象木造家屋数と耐震診断済み軒数、耐震補強済み数について	
② 美濃北中における地震に対する安全対策の取り組み、生徒指導について	
③ 旧今井家住宅の耐震補強について	
2. 防災ラジオについて	
3. 自主防災組織の再構築が必要ではないか	
4. 過疎地域の救急救命対策について	
5. 災害時要援護者対策について	
休憩	54
再開	54
丸茂建設部長答弁	54
森教育長答弁	55
宮西産業振興部長答弁	55

平林総務部長答弁	56
川野民生部長答弁	57
再 武井牧男議員	58
森教育長答弁	58
再々武井牧男議員	59
8 塚田歳春議員	59
1. 少子化や定住対策の一環として、若者夫婦に民間アパートの家賃補助はできないか	
2. 嘱託職員の待遇改善を	
① 嘱託職員は、10年前と比較して、どうなっているのか	
② 時間給はどのくらいか	
③ 通勤手当は支給されるのか	
石川市長答弁	60
古田参事兼秘書課長答弁	61
再 塚田歳春議員	62
石川市長答弁	63
再々塚田歳春議員	64
9 鈴木 隆議員	64
1. 今回の衆議院選挙の結果を市長はどう思われるか	
2. 市が管理している街路灯を、順次LED（発光ダイオード）に替える考えはないか	
石川市長答弁	65
丸茂建設部長答弁	65
休憩	65
再開	65
10 並 信行議員	66
1. 教育現場での禁煙について	
2. 市の情報発信の方法を見直す余地はあるのか	
① 同報無線について	
② 防犯・学校情報メールについて	
③ 「広報みの」・美濃市ホームページについて	
3. 民主党政権になり、国直轄事業の県負担金制度の廃止をうたっているが、県事業の市負担分はこれまでどれくらいあるか。今まで事業説明がなく負担を求められる例はなかったか	
4. 長良川河口堰のゲートを仔アユの降下時期に合わせ、開放するよう国に要求できないか	

森教育長答弁	68
平林総務部長答弁	69
梅村総務部参事兼総合政策課長答弁	70
石川市長答弁	71
再 並 信行議員	72
委員会付託（認第1号から議第66号まで）	73
休会期間の決定	74
散会の宣告	74
会議録署名議員	75

第 3 号 （9月30日）

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
説明のため出席した者	78
職務のため出席した事務局職員	78
開議の宣告	79
健全化判断比率及び資金不足比率の報告	79
会議録署名議員の指名	79
議案の上程	79
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	79
民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君	80
産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君	81
委員長報告に対する質疑	81
討論	82
塚田歳春議員	82
議案の採決	84
閉会中の継続調査申出書について	86
閉会の宣告	86
市長あいさつ	87
会議録署名議員	88
総務常任委員会審査報告書	89
民生教育常任委員会審査報告書	89
産業建設常任委員会審査報告書	90

美濃市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年9月8日に第7回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成21年9月1日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について

平成21年9月8日

平成21年第7回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年 9 月 8 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 3 号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 4 号 平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 5 号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 6 号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 7 号 平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 8 号 平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 9 号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認第10号 平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第13 認第11号 平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第14 議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第15 議第62号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第63号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第64号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第65号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第66号 美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例について
- 第20 議第67号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 第21 議第68号 美濃市教育委員会委員の任命について
- 第22 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

第 1 から第22までの各事件

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	纈 纈 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君
市 民 生 活 課 長	河 村 晃 君	高 齢 福 祉 課 長	太 田 己 代 治 君
上 下 水 道 課 長	篠 田 克 志 君	選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	古 田 満 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	西 部 繁 雄 君		

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 次 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第7回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 開会に先立ち、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第7回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございました。

さて、9月6日に実施いたしました防災訓練におきましては、議員各位を初め市民の皆様、関係団体、ボランティアの多数の参加と御協力を得まして盛大に開催し、しかもたくさんの成果を得ることができまして、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げたいと思います。

8月には、駿河湾沖を震源とする震度6弱の強い地震がありました。いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震に備え、市民への啓発や地域における自主防災組織の活動を積極的に支援していきたいと存じます。

また、新型インフルエンザにつきましては、全国的な流行期に入ったという国の発表もあり、流行のピークは10月ごろとの予測もあるため、市民の皆様には、手洗いやうがいの徹底により感染予防に努めていただくよう、広報並びに同報無線の放送等により啓発をしております。また、施設や学校等での集団感染が心配ではありますが、発生した場合には、施設での対応や学級閉鎖等も考慮し、迅速に拡大防止に努めてまいります。

さて、8月30日の衆議院議員総選挙では民主党の圧勝という結果となりましたが、これは国民の自公連立政権に対する批判と、民主党への政権交代による期待の結果であり、今後の政権運営については、当然民主党を中心に行われることとなります。国の施策につきましては、マニフェストによれば大きく変わるものと思われまます。地方重視とはいえ、具体的に地方の声を十分取り入れたものとなるか、国の動きを見きわめつつ、市政運営について慎重に進めてまいりたいと考えております。

また、国民は生活重視、官僚支配や公費の無駄使い、政策に対する説明責任や透明性も求めており、市政運営に当たってはこの点をしっかり受けとめ、市政を点検し、市政に反映させていくよう努めてまいりたいと思います。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、平成20年度決算認定が11件、補正予算が4件、条例が2件、人事案件が2件、合計19件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど御説明をいたしますが、平成20年度美濃市歳入歳出決算につきましては、厳しい財政事情の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、健全財政を堅持しつつ厳しい歳出削減に努めながら、小さくてもキラリと光る「住みたいまち、訪れたい

まち 美濃市」を目指して、市としての必要な事業を積極的に推進してまいりました。

一般会計の決算額は、歳入で88億569万円、歳出で84億8,937万円となり、歳入で2.5%の減少、歳出でも2.5%の減少となりました。歳入と歳出の差引額は3億1,632万円となり、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は3億946万円の黒字となりました。

歳入につきましては、市税が33億8,995万円、2.1%の減少、地方交付税が23億1,420万円、0.8%の減少となり、国庫支出金が5億597万円、0.7%の増加、財政調整基金等の取り崩しによる繰入金3億4,923万円、77.4%の増加、市債4億6,490万円、27.6%の増加となりました。

歳出につきましては、厳しい財政事情ではありましたが、健全財政に努めつつ、将来の目標であるスローライフのまちづくりを目指し、川の駅構想によるサイクルロードの整備、景観計画の策定を初め、余取川親水公園の整備、広岡・松森線沿いや以安寺山の景観整備、土地区画整理による新市街地の形成、産業の振興では池尻・笠神工業団地の可能性調査や、旧美濃病院跡地を利用した観光ふれあい広場・観光駐車場の整備、市民生活の向上では、市民総参加の健康づくりや安心な子育て支援として中学3年生までの医療費助成の拡充のほか、障害者福祉計画を策定しました。教育では、牧谷小学校への統合に伴う校舎の増改築、そして地域コミュニティの活性化を図るため地域づくり支援事業など、各事業の推進を図ってまいりました。

次に、特別会計の総決算額は、歳入で61億1,072万円、歳出で59億7,392万円となり、前年度に比べて28.6%の減少、歳出では29.1%の減少となりました。

主な理由としては、交通災害共済については交通災害共済準備積立金等の減少、国民健康保険では退職被保険者療養給付費等の減少、老人保健については制度の廃止に伴う医療給付費の減少、簡易水道では公債繰上償還元金の減少、農業集落排水事業では乙狩地区の処理場整備事業費等の増加、下水道については長瀬浄化センター建設事業費等の減少、介護保険では介護給付費等の増加がございました。また、後期高齢者医療については、後期高齢者医療制度の施行に伴い新たに設けられたものがございます。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、厳しい財政事情の中、工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。これも、ひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第でございます。

今定例会に提出します案件は、決算の認定、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） ただいまから平成21年第7回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時08分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（市原鶴枝君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月30日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月30日までの23日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第19 議第66号まで（提案説明）

○議長（市原鶴枝君） 日程第3、認第1号から日程第19、議第66号までの17案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、認第1号について、副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、認第1号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

それでは、決算概要につきまして、赤スタンプ3番の平成20年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げます。

5ページの歳出の状況をお開きください。

平成20年度は、「スローライフ」をキーワードに「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現を目指し、「歴史や文化、自然環境を生かした美しいオンリーワン」「元気で魅力のあるオンリーワン」「安全で安心、健康なオンリーワン」「市民力、文化力のオンリーワン」「参加と協働によるオンリーワン」「行財政改革と持続可能なオンリーワン」の六つのオンリーワンを重点目標に掲げ、各種事業の推進に努めました。

地域の伝統文化や環境を大切にし、自然との共生を図りながら心豊かに安心・安全な暮ら

しの環境づくりを進めるため、美濃市まるごと川の駅構想やサイクルシティ構想の具現化に努めました。

都市環境の整備では、景観計画の策定を初め余取川親水公園や以安寺山の景観整備や、サイクルツアー路線の整備を初め、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催など、サイクルシティ美濃の推進を図りました。また、個性的で魅力あるまちづくりの推進を図るため、全国スローライフサミットを美濃市で開催し、各都市との情報交換や情報発信の場といたしました。

良好な市街地の形成のため、西部、曾代、美濃インター前の土地区画整理事業を推進いたしました。

防災対策として、観光駐車場に耐震性貯水槽を整備するとともに、小俣川などの河川改良事業を実施いたしました。

産業の振興では、観光客の増加に対応するため、旧美濃病院跡地を利用して観光ふれあい広場・観光駐車場を整備したほか、新聞、雑誌、ラッピングバス等を利用した観光イメージアップ事業により、国内外に広く美濃市をPRすることができました。

また、美濃市、関市、県と共同で進めている池尻・笠神工業団地の可能性調査を実施したほか、中小企業等の事業資金借り入れに対する保証料・利子助成、和紙産業の振興、市街地商店街での空き店舗活用支援事業など、商工業の活性化に努めました。

農林業対策では、農業振興地域整備計画を見直しするとともに、森林環境の保全のために間伐事業などへの補助を実施いたしました。

市民生活の向上では、糖尿病などの生活習慣病予防対策に特に重点を置き、関係部署が連携して各種検診や特定保健指導を実施し、市民総参加による健康づくりの推進に努めました。

少子化対策では、子供医療費の無料化について、中学校3年生の入院分まで拡充いたしました。

高齢者対策では、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めるとともに、特別養護老人ホームの建設に対する償還金補助などを実施いたしました。

障がい者福祉では、障害者自立支援法による適切なサービスの提供や、自立した生活が営めるよう障害者福祉計画を策定するなど、すべての市民が心豊かに安心して暮らすことができるよう各種事業の推進に努めました。

教育・文化の向上では、確かな学力を身につけさせるとともに、豊かな人間性をはぐくむため、引き続き小・中学校に少人数指導のための指導講師や学校図書司書、英語指導助手、学校生活不適應の児童・生徒への支援のため教員補助員を配置したほか、特色ある学校づくりに努めました。また、牧谷小学校への統合に伴い、校舎の増改築やスクールバスなどを整備し、教育環境の充実に努めました。

社会教育では、紙の芸術村事業や重要伝統的建造物群保存地区内の建物整備を初め、文化力を高めるための各種事業の展開を図りました。

市民参加の推進では、地域コミュニティーの活性化を図るため、地域住民がみずから考え

取り組む地域づくり活動に対し市が財政支援等をする地域づくり支援事業を新たに実施し、市民との協働を推進しました。

行財政改革では、平成まちづくり改革により、職員の削減、事業の見直し、経常経費の削減、補助金の適正化など各種の取り組みを進める中で、行財政改革の一層の推進を図るため、第2次集中改革プランを策定いたしました。

また、市民との協働による「もったいない運動」の推進に努め、限られた財源で最大の効果を引き出すための施策展開を図り、持続可能な財政運営に努めました。

次に、1ページの歳入の状況について説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、1,000円単位で説明させていただきます。

歳入88億568万8,000円、歳出84億8,936万6,000円、歳入歳出差引額3億1,632万2,000円、翌年度繰越財源686万4,000円、実質収支額3億945万8,000円、単年度収支1,579万5,000円、実質単年度収支マイナス2億6,493万6,000円となりました。

決算規模を平成19年度の決算と比較しますと、歳入が2億2,769万5,000円、2.5%の減、歳出が2億1,442万9,000円、2.5%の減となっております。

次に2ページ、3ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。歳入の款別の主なものを見てみますと、1款 市税は33億8,995万円で構成比38.5%、前年度対比2.1%の減となっております。

次に、10款 地方交付税は23億1,419万5,000円で構成比26.3%、前年比で0.8%の減となっております。

14款 国庫支出金は5億597万4,000円で構成比が5.7%、21款 市債4億6,490万円で構成比5.3%、15款 県支出金4億3,008万9,000円で構成比4.9%、18款 繰入金は3億4,923万4,000円で構成比が4%、19款 繰越金は3億2,958万8,000円で構成比3.7%、20款 諸収入は2億5,331万1,000円で構成比2.9%等が主なものでございます。

次に、4ページの参考1及び2でございませうけれども、自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分し、構成比を表示したものでございます。自主財源は46億3,180万5,000円で52.6%、依存財源は41億7,388万3,000円で47.4%でございませう。一般財源は70億5,245万8,000円で80.1%、特定財源は17億5,323万円で19.9%でございませう。

次に、歳出について御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

構成比の大きい順に見ますと、3款 民生費20億1,389万9,000円、23.7%、12款 公債費12億1,975万5,000円、14.4%、10款 教育費11億4,864万7,000円、13.5%、2款 総務費10億7,821万5,000円、12.7%、8款 土木費9億2,430万2,000円、10.9%となっております。

次に7ページでございませうが、歳出の決算額を性質別に区分したものでございまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は38億9,556万1,000円で、前年度に比較しますと3,533万7,000円、0.9%の減となっております。その内訳は、人件費で4.5%の減、扶助費で4.3%の増、公債費で0.6%の増となっております。物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投

資及び出資金、貸付金及び繰出金は合計36億7,839万8,000円で、前年度に比較しますと125万6,000円減少しております。

次に、投資的経費は9億1,540万7,000円となり、前年度に比較しますと1億7,783万6,000円、16.3%の減となり、普通建設事業費で1億7,783万6,000円減少しております。

次に10ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては各会計の赤字の程度を指標化したものでございますが、一般会計を初め、すべての会計につきましては、赤字とはなっておりません。実質公債費比率につきましては15.6%と、前年度に比べまして0.4ポイントの増となっておりますが、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率につきましては125.3%と、前年度に比べまして5.9ポイントの増となっておりますが、早期健全化基準の350%を下回っております。資金不足比率につきましては、各公営企業会計とも資金不足額が生じてはおりません。

次に、13ページをお開きください。

財政指標等の状況について御説明申し上げます。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から人口1人当たりの地方債現在高までの23項目を示しております。また、団体の区分として、平成19年度では、県下都市平均並びに全国都市のうち、本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均と比較することができるようになっております。標準財政規模は57億2,500万7,000円で、前年度比2億6,506万4,000円の増となっております。財政力指数は、平成19年度が0.583で、平成20年度は0.610となり、0.027ポイント上向いております。実質収支比率は5.4%、公債費負担比率は15%、公債費比率は14%となっております。また、年度末の財政調整基金は8億3,638万円でございます。地方債の現在高は83億22万3,000円で、前年度から5億7,029万円減少しております。人口1人当たりの現在高は35万7,000円となっております。次に、経常収支比率につきましては、平成19年度の99.8%に対し20年度は99.9%となり、前年度より0.1ポイント上昇しております。

14ページ以降は用語の説明及び指標の推移等、18ページ以降は歳入科目の決算状況、31ページ以降は歳出科目の決算の状況でございます。説明を省略させていただきます。以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 次に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、議第62号、議第65号の7案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、認第2号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

共済の加入状況は、平成20年度末で加入者数1万3,182人、加入率は56.71%となっており、前年度と比較して2,718人減少しております。従来は、自治会に取りまとめを依頼しておりましたが、平成20年度から個人申し込みとしたことによるものと思われま

それでは、赤スタンプ2の決算書132ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が464万5,588円で、歳出総額は439万695円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに25万4,893円となりました。

次に、123ページをお開きください。

歳入の1款 交通災害共済事業収入の収入済額は313万2,180円となりました。以下、決算関係の議案につきましては、歳入については収入済額、歳出については支出済額で御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

2款 繰入金は80万1,360円で、小・中学生、就学前2年児等の加入金2,226人分です。

3款 繰越金は56万1,029円で、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入14万9,076円は、交通災害共済準備積立金の運用利子収入でございます。

5款 諸収入1,943円は、預金利子でございます。

以上、歳入合計は、予算現額464万6,000円に対し調定額、収入済額とも464万5,588円でございます。

次のページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費は439万695円で、審査員報酬、申込書の郵送料及び電算処理委託料、死亡給付金はありませんでした。28件分の給付金等でございます。

以上、歳出合計は、予算現額464万6,000円に対し支出済額は439万695円で、執行率は94.5%となったところでございます。

127ページ以降の説明は省略させていただきます。認第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第3号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、平成20年度末で世帯数は3,576世帯、被保険者数6,836人であり、前年度末と比較しますと世帯数は1,037世帯の減少、被保険者数は2,478人の減少となりました。これは、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の被保険者が移行したことによるものでございます。

それでは、赤スタンプ2、決算書の162ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が23億3,921万5,000円で、歳出総額は22億6,394万8,901円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに7,526万6,099円となりました。

次に、133ページ、134ページをお開きください。

歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は6億3,611万1,920円で、不納欠損額は1,310万578円で、収入未済額は1億5,667万419円となりました。

3款 使用料及び手数料は28万3,300円で、保険税の督促手数料でございます。

4款 国庫支出金は5億5,687万7,798円で、療養給付費等負担金や財政調整交付金のほか、

高額医療費共同事業負担金や特定健康診査負担金も含まれております。

5款 療養給付費交付金は1億6,261万3,695円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款 前期高齢者交付金は3億8,942万2,836円で、平成20年度から創設された制度でございますが、国保連合会からの交付金でございます。

7款 県支出金は1億749万7,563円で、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金のほか、特定健康診査負担金、国民健康保険助成金等でございます。

8款 共同事業交付金は2億5,335万9,518円で、県国保連合会からの高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

9款 財産収入は64万9,994円で、国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

次のページをお開きください。

10款 繰入金は1億5,293万5,551円で、一般会計からの繰入金と基金取り崩し分2,500万円でございます。

11款 繰越金は7,178万2,866円で、前年度からの繰越金でございます。

12款 諸収入は767万9,959円で、保険税の延滞金、交通事故による第三者からの納付金、預金利子などでございます。

以上、歳入合計は、予算現額23億5,245万7,000円に対し調定額25億898万5,997円、収入済額は23億3,921万5,000円となりました。

次のページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額は6,133万2,644円で、職員人件費、賦課徴収の事務経費、運営協議会費、医療費適正化特別対策事業費などでございます。

2款 保険給付費は14億7,292万4,255円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款 後期高齢者支援金等は2億7,235万8,310円で、これは平成20年度に創設された制度で、75歳以上の後期高齢者医療へ国保が支援するものでございます。

4款 前期高齢者納付金等は36万6,731円で、これも平成20年度に創設された制度で、65歳以上74歳以下前期高齢者の医療のための納付金でございます。

5款 老人保健拠出金は7,204万2,917円でございます。

6款 介護納付金は1億1,849万2,331円で、2号被保険者の介護納付金でございます。

7款 共同事業拠出金は2億5,405万5,789円で、県国保連合会で行う高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。

8款 保健事業費は1,029万4,324円で、平成20年度から始まりました特定健診・保健指導及び人間ドック受診に対する助成や、市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

9款 基金積立金の65万円は、基金運用利子分を国保財政調整基金に積み立てたものでございます。

次のページをごらんください。

10款の公債費は、不執行でございます。

11款 諸支出金は143万1,600円で、一般被保険者の社会保険への加入や、税額変更による保険税の還付金等でございます。

12款の予備費は、不執行でございます。

以上、歳出合計は予算現額23億5,245万7,000円に対し支出済額は22億6,394万8,901円で、執行率は96.2%となったところでございます。

141ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第4号 平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

老人保健につきましては、御案内のとおり平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行しましたので制度は終了しておりますが、制度移行前の3月診療分の医療給付費や高額医療費、過半年分の支払い等に対応するため、特別会計にて会計処理を行っております。

それでは、赤スタンプ2番の決算書174ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億4,851万2,540円、歳出総額2億4,571万6,846円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに279万5,694円でございます。

163ページをお開きください。

歳入、1款 支払基金交付金の収入済額1億2,461万7,236円は、社会保険診療報酬支払基金からの医療費及び審査支払手数料交付金でございます。

2款 国庫支出金8,138万8,993円は、医療費の国庫負担金及び事務費補助金の合計でございます。

3款 県支出金1,932万1,000円は、医療費の県負担金でございます。

4款 繰入金2,005万3,061円は、医療費及び事務費の一般会計からの繰入金でございます。

5款 諸収入105万5,832円は、預金利子及び交通事故による第三者納付金でございます。

6款 繰越金207万6,418円は、平成19年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額2億4,963万3,000円、調定額、収入済額ともに2億4,851万2,540円でございます。

次に、165ページをお開きください。

歳出、1款 総務費の支出済額128万4,566円は、電算処理委託料、医療費通知委託料、レセプト点検事務委託料などでございます。

2款 医療諸費2億3,786万2,633円は、医療、歯科、調剤等給付費と柔道整復、高額医療費及び審査支払手数料でございます。

3款 公債費は、不執行でございます。

4款 諸支出金656万9,647円は、平成19年度医療費等の確定に伴う返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額2億4,963万3,000円、支出済額は2億4,571万6,846円でございます。

167ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第8号 平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上の第1号被保険者数は6,237人で、人口に占める高齢化率は26.83%、このうち要介護等認定者数は775人で、認定者率は12.43%でございます。

介護給付費は12億111万4,503円で、サービス件数は1万5,193件となっております。

それでは、決算書の240ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億1,500万8,756円、歳出総額は13億5,728万9,730円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに5,771万9,026円でございます。

次に、221ページをお開きください。

歳入、1款 保険料の収入済額2億4,323万9,431円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分と滞納繰越分でございます。

2款 使用料及び手数料4万4,500円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金3億2,855万2,385円は、介護給付費負担金、調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業交付金及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございます。

4款 支払基金交付金は3億8,876万8,026円で、40歳以上65歳未満の第2号被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金1億9,888万861円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入43万7,498円は、介護保険給付準備基金の利息でございます。

7款 繰入金1億9,791万4,036円は一般会計からの繰入金で、介護給付費、介護予防事業、包括的支援事業及び事務費の繰入金でございます。

8款 繰越金は5,710万1,527円で、平成19年度からの繰越金でございます。

223ページをお開きください。

9款 諸収入7万492円は、預金利子と過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額14億4,016万2,000円に対し調定額は14億2,350万9,072円、収入済額は14億1,500万8,756円でございます。

225ページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額4,378万9,712円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などでございます。

2款 保険給付費12億145万4,941円は、施設及び在宅介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費などでございます。

3款 財政安定化基金拠出金142万8,826円は、県で設置しています財政安定化基金への拠

出金でございます。

4款 地域支援事業費2,483万6,410円は、介護予防事業費及び包括的支援事業費でございます。

5款 基金積立金は5,052万1,326円でございます。

6款 公債費は不執行でございます。

7款 諸支出金3,525万8,515円は、保険料の還付金と平成19年度介護給付費確定に伴う返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額14億4,016万2,000円に対し支出済額は13億5,728万9,730円で、執行率は94.25%でございます。

227ページ以降の説明は省略させていただきます、認第8号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第9号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は平成20年度から創設され、県内の全市町村が加入し設立しました岐阜県広域連合が保険者として、資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。市の会計処理につきましては、広域連合への市の負担金等は一般会計が特別会計へ繰り入れて行うことが法で規定されておりますので、保険料の収納や療養給付費の負担金などの支払いを主に収支しております。

それでは、決算書252ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は4億986万6,921円、歳出総額は4億941万7,121円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに44万9,800円でございます。

次に、241ページをお開きください。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料の収入済額1億4,854万1,400円は、被保険者の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料6万800円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金37万3,631円は、長寿健診の委託金でございます。

4款 繰入金2億6,068万1,780円は、一般会計からの繰入金で、療養費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金でございます。

5款 諸収入2万310円は、預金利子でございます。

6款 国庫支出金18万9,000円は、高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額4億1,076万3,000円に対し調定額4億1,112万6,521円、収入済額は4億986万6,921円でございます。

次に、243ページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額219万2,450円は、事務経費及び保険料徴収経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億681万5,900円は広域連合への負担金で、保険料、

療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3 款 保健事業費40万8,771円は、長寿健診の経費でございます。

4 款 公債費は、不執行でございます。

以上、歳出合計は、予算現額4億1,076万3,000円に対し支出済額は4億941万7,121円で、執行率は99.67%でございます。

245ページ以降の説明は省略させていただきます、認第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第62号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、政令改正に伴う出産育児一時金の増額及び後期高齢者支援金、老人保健拠出金、共同事業拠出金等の今年度分確定に伴う予算措置などをお願いするものでございます。

赤スタンプ1、議案集の42ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,874万9,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ23億5,718万7,000円とするものでございます。

46ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

1 款 総務費は、人件費の組み替えでございます。

2 款 保険給付費は48万円を増額するもので、これは出産育児一時金を現行35万円から39万円に増額、並びに一般被保険者療養給付費の財源の組み替えでございます。財源内訳は、国県支出金を24万円、その他を1,521万3,000円、それぞれ増額し、保険税を429万2,000円、交付金を1,068万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

3 款 後期高齢者支援金等は2,199万8,000円増額するもので、今年度分の確定に伴う増額でございます。財源内訳は、国県支出金が1,058万2,000円、その他を1,141万6,000円、それぞれ増額するものでございます。

5 款 老人保健拠出金は2,097万4,000円を減額するもので、今年度分の確定に伴う減額でございます。財源内訳は、その他を減額するものでございます。

6 款 介護納付金は財源内訳の組み替えで、保険税を190万9,000円減額し、同額国県支出金を増額するものでございます。

7 款 共同事業拠出金は960万5,000円を増額するもので、今年度分の確定に伴う増額です。財源内訳は、保険税を620万1,000円、国県支出金を65万4,000円、交付金を275万円、それぞれ増額するものでございます。

11 款 諸支出金は764万円を増額するもので、主に前年度の退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴う返還金です。財源内訳は、国県支出金を33万6,000円、その他は繰越金で730万4,000円を、それぞれ増額するものでございます。

47ページ以降の説明は省略いたしまして、議第62号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第65号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と改

正内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集73ページ、及び赤スタンプ7番の概要の1ページをお開きください。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正が5月22日に公布、施行されたことに伴い、出産に要する経費の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るための当面の施策として、出産育児一時金等の金額を暫定的に引き上げる必要があることから4万円の増額をするものでございます。

改正の具体的な内容は、平成21年10月から平成23年3月までの出産に限って、出産育児一時金を現行「35万円」から「39万円」に引き上げるものでございます。平成23年3月までの間の暫定的なものであるため、附則の第3項に経過措置として追加するものでございます。

この条例の施行日は平成21年10月1日としております。

以上で、議第65号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます、御説明を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

認第5号、認第6号、認第7号、認第11号、議第63号、議第66号の6案件について、建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、認第5号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、簡易水道事業の概要について御説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の137ページをお開きください。

給水人口は平成21年3月末現在で5,751人、前年度より174人減となっており、給水栓につきましては2,070栓で、前年度より10栓減となっております。

給水量は53万3,270立方メートルで、前年度比較2万8,933立方メートルの減となっております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤スタンプ2の決算書188ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1億9,192万26円、歳出総額は1億9,187万2,042円、歳入歳出差引額は4万7,984円となりました。

次に、175ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

第1款 使用料及び手数料7,657万7,730円は、使用料及び手数料でございます。

第2款 工事費収入はございません。

第3款 負担金54万6,000円は、負担金でございます。

第4款 繰入金5,045万円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金3万7,776円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入240万8,520円は、市預金利子及び雑入でございます。

第7款 市債6,190万円は、公的資金繰上償還借換債でございます。歳入の合計は、調定額1億9,510万2,976円に対し収入済額1億9,192万26円となりました。

次に、177ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費4,589万8,406円は、施設維持管理費経費、事務経費、職員給与等でございます。

第2款 公債費1億4,597万3,636円は、地方債の元利償還金及び利子でございます。

第3款 予備費はございません。

歳出の合計は1億9,187万2,042円となりました。

以上で、認第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第6号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、農業集落排水事業の概要について説明をいたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の138ページをお開きください。

農業集落排水は、6地区で供用開始しております。そのうち、富野地区は関市の処理区へ排水しております。平成20年度末現在の接続状況につきましては、6地区合計の接続人口は3,074人で、水洗化率は75.2%でございます。乙狩地区につきましては計画戸数122戸、計画人口470人で、平成16年度に事業採択を受けて事業に着手し、平成20年度は管路布設工事と処理場機械電気工事を行い、平成21年4月に供用開始しております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ番号2の決算書204ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は4億5,317万2,190円、歳出総額は4億5,308万3,180円、歳入歳出差引額は8万9,010円となりました。

次に、189ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金768万7,300円は、乙狩地区の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,409万7,860円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

第3款 県支出金6,885万4,000円は、乙狩地区の整備事業に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入32万3,577円は、減債基金利子でございます。

第5款 繰入金1億7,338万3,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

第6款 繰越金12万6,453円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入はございません。

第8款 市債1億5,870万円は、乙狩地区の整備事業に係る地方債及び公的資金繰上償還借換債でございます。

191ページに移りまして、歳入の合計は、調定額4億5,523万850円に対して、収入済額4億5,317万2,190円となりました。

次に、193ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費2億4,619万498円は、施設維持管理経費、乙狩地区整備事業費、事務経費、職員給与等でございます。

第2款 公債費2億689万2,682円は、地方債の元利償還金及び繰上償還元金でございます。

歳出の合計は4億5,308万3,180円となりました。

以上で、認第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、公共下水道事業の概要について説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の140ページをお開きください。

平成20年度は、左岸処理区1.3キロメートル、1ヘクタールの管渠整備を行い、長瀬処理区につきましては平成20年5月1日に供用開始となりました。このことにより、認可面積の97.3%が整備済みとなりました。

平成20年度末現在の接続状況につきましては、右岸、左岸及び長瀬処理区の接続人口は9,054人で、水洗化率は54.1%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ2の決算書220ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は10億4,837万5,854円、歳出総額は10億4,820万1,911円、歳入歳出差引額は17万3,943円となりました。

次に、205ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金1億170万100円は、供用開始地区内の受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億7,971万7,670円は、下水道使用料及び手数料でございます。

第3款 国庫支出金5,817万9,500円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る国庫補助金でございます。

第4款 財産収入67万9,924円は、基金利子でございます。

第5款 繰入金5億3,644万600円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

第6款 繰越金24万5,703円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入941万2,357円は、浄化センター落雷に伴う保険金及び左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理費負担金収入等でございます。

207ページに移りまして、第8款 市債1億6,200万円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る地方債でございます。

歳入合計は、調定額10億8,415万2,024円に対し、収入済額10億4,837万5,854円となりました。

次に、209ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 総務費2,027万841円は、事務管理経費等でございます。

第2款 下水道事業費4億1,364万7,690円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費、浄化センター建設事業費、職員給与費等でございます。

第3款 公債費6億1,428万3,380円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は、10億4,820万1,911円となりました。

以上で、認第7号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第11号 平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ5番、決算書の34ページをお開きください。

初めに、上水道事業の概要について御説明申し上げます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらに近年の下水道の普及や住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年9月に第5次拡張計画の事業認可を得ました。その事業は、平成12年度から平成31年度を目標に施設整備を進めているものでございます。平成20年度は、主に生櫛管理棟場内整備工事、松森配水池場内整備工事、配水補助管布設工事のほか、老朽化した配水管の布設がえなどを施工いたしました。給水人口は1万7,898人、給水栓は6,211栓、年間給水量は208万8,843立方メートルで、年間の有収率は79.4%であり、経営的には給水人口や給水量が伸び悩む中で、本年度は5,365万5,000円の当年度純利益を計上することができました。

26ページをお開きください。

平成20年度の決算報告書について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は3億3,758万1,440円、支出の決算額では2億8,253万9,101円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は2億8,273万1,350円となりました。このうち、第1項 企業債の2億8,180万円は、建設改良工事に対する水道事業債でございます。第2項 負担金の93万1,350円は、配水補助管布設工事負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は4億1,668万2,227円となりました。このうち第1項 建設改

良費の3,304万9,360円は、第5次拡張事業計画関連などに係る支出でございます。第2項企業債償還金の3億8,363万2,867円は、企業債の償還元金でございます。

欄外の資本的収支につきましては、支出額に対し収入額が1億3,395万877円不足いたしますので、不足する額を消費税資本的収支調整額154万6,544円及び過年度分損益勘定留保資金1億3,240万4,333円で補てんいたしました。

28ページをお開きください。

この損益計算書と32ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億9,283万7,295円、2の営業費用の合計は1億8,442万9,680円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1億840万7,615円となりました。営業収益のうち、(1)の給水収益は水道料収入であります。(3)のその他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金でございます。また、営業費用のうち(1)の原水及び浄水費は水源地の動力費、(2)の配水及び給水費は配水設備及び配水管の修繕費、(4)の総係費は人件費、(5)の減価償却費は施設や構築物の減価償却費、(6)の資産減耗費は配水管布設がえに伴う除却費などが主な内容でございます。

次のページ、3の営業外収益は3,006万1,816円、4の営業外費用は8,443万6,079円で、差し引きますと5,437万4,263円の損失となりました。このうち、営業外収益の(3)の他会計補助金は美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)の支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の利息であります。したがって、営業利益から営業外損失を差し引いた5,403万3,352円が経常利益となり、この経常利益に5の特別損失を差し引いた5,365万5,332円が当年度純利益となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3,773万7,747円を加えた9,139万3,079円が当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、31ページをお開きください。

31ページの下の方、剰余金処分計算書(案)をごらんください。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、法定の減債積立金といたしまして5,000万円を積み立てたいと存じます。

32ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で、資産合計が39億4,079万288円でございます。

33ページをお開きください。

資本の部では、資本合計が39億3,411万6,799円でございます。

34ページ以降の説明は省略させていただきます、認第11号の説明を終わります。

続きまして、議第63号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

議案集の赤スタンプ1、56ページをお開きください。

今回の補正をお願いいたします内容は、下水道ポンプ修繕及び事務機器の賃借料変更に伴うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億5,641万4,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、58ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は7,000円を増額して、補正後の額を5,722万3,000円とするもので、事務機器の賃借料変更によるものでございます。

第2款 下水道事業費は85万1,000円を増額し、補正後の額を2億6,788万1,000円とするもので、下水道ポンプ修繕を行うものでございます。

補正額の財源につきましては、一般会計繰入金を85万8,000円増額するものでございます。以上で、議第63号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第66号 美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例について御説明申し上げます。議案集の赤スタンプ1、74ページをお開きください。

今回の給水条例の廃止は、美濃市工業用水道給水条例の適用給水工場は1ヵ所のみでございましたが、当該工場の新井戸設置に伴い、工業用水受給契約解除の申し出により、本条例による給水該当の工場がなくなり、今後も見込みがないため、美濃市工業用水道給水条例を廃止するものでございます。

なお、附則では、この条例の施行期日を定めております。

以上で、議第66号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、認第10号、議第64号の2案件について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） それでは、認第10号 平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の11ページをごらんください。

初めに、20年度病院事業の報告をさせていただきます。

平成20年の診療報酬のマイナス改定や、全国的な医師・看護師不足、地域間の偏在など、依然として地方の医療を取り巻く環境は極めて深刻な状況が続いてございます。こうした中、平成20年度は糖尿病センターの充実や、10対1看護体制の堅持、病診・病病連携など医療ネットワークの拡充、また、特定健診や人間ドックなど健診業務の充実、訪問看護業務の充実、また画像管理システムの構築による電子画像診断への移行、本年4月に指定を受けましたDPC対象病院への移行準備を進めるとともに、院内保育所を活用し、看護師等の医療スタッフの就労支援に努めてきたところでございます。また、平成21年度を初年度とした美濃病院改革プランを策定し、その目的達成に向け努力しているところであり、満足度の高い医療サービスの提供と経営の合理化に努めてまいりました。

しかしながら、患者数につきましては入院・外来ともに減少しておりますが、1人1日当たりの平均診療単価につきましては、前年度を上回ったところでございます。患者数は、入院で3万9,869人、1日平均109.2人、外来では8万1,986人、1日平均337.4人となり、前年度と比べまして入院で401人、外来では4,324人と、それぞれ減少となりました。また、病床利用率は89.5%と、前年度に比べ0.7ポイントの減少となったところでございます。

次に、収益的収支の概況でございますが、以下、金額につきましては1,000円未満を省略して説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

病院事業収益は22億1,372万7,000円、病院事業費用は22億8,632万5,000円で、差し引き7,259万8,000円の純損失を計上いたしました。これは、赤字決算ながら、前年度と比較いたしますと約4,800万円の改善となったところでございます。このうち、医業収益につきましては21億3,918万6,000円で、前年度と比べ1億6,232万円、率にして7.1%の減少、医業費用では21億7,378万9,000円で、前年度と比べ1億9,418万2,000円、率にいたしまして8.2%の減少となりました。

なお、短期的安定性の目安となります年度末損益勘定留保資金につきましては、前年度より約9,900万円増加し、平成20年度末では約9億3,800万円となったところでございます。

次に、資本的収支の決算でございますが、記載のとおりでございます。建設改良事業では放射線画像管理システム、DPC請求システムの導入を初め、バイオハザード対策用キャビネット等の整備を行ったところでございます。

それでは、2ページにお戻りいただきまして、決算報告書に従って御説明申し上げます。この決算報告書につきましては、予算執行上の関係から消費税込みとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の決算額は、第1款 病院事業収益の決算額欄にございますように、22億1,888万4,000円となりました。支出の決算額は、下の表の第1款 病院事業費用の決算額欄にございますように、22億9,086万3,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入、第1項 出資金の決算額は1億803万円でございます。これは、企業債償還元金に係る一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出の決算額は1億9,073万円となりました。

第1項 建設改良費2,868万3,000円は、放射線画像管理システム、DPC請求システム等医療機器の整備でございます。第2項 企業債償還元金1億6,204万6,000円は、企業債の償還元金であります。

なお、欄外に記載いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,270万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

4 ページをお開きください。

経営の概況等につきましては、平成20年度美濃市病院事業損益計算書のほか貸借対照表により御説明申し上げますが、経営成績等財政状況を把握するため消費税抜きの金額となっております。

1 の医業収益は、(1)の入院収益から(6)その他医業収益までの合計で21億3,918万6,000円でございます。

2 の医業費用は、(1)職員等の給与費から(7)訪問看護ステーション費までの合計で21億7,378万9,000円となり、その結果、医業損失として3,460万2,000円を計上いたしました。

5 ページに移りまして、3 の医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(5)のその他医業外収益までの合計は7,454万円でございます。4 の医業外費用(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(3)の雑支出までの合計は1億961万9,000円となり、医業外収支は3,507万9,000円の損失となり、これに医業損失を加えました経常損失は6,968万2,000円となっております。

5 の特別損失過年度損益修正損につきましては、過年度における診療報酬の査定による減額等でございます。291万6,000円でございます。

以上、経常損失に特別損失を加えました当年度純損失は7,259万8,000円となりました。また、当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金は13億7,172万9,000円となったところでございます。

次に、8 ページをお開きください。

平成21年3月31日現在の貸借対照表でございます。

資産の部で、1 の固定資産の合計額は、9 ページ3行目の一番右の列にございますように40億1,607万円となりました。建物・器械備品等の償却により、前年度より約2億1,400万円の減少となったところでございます。2 の流動資産の合計は10億4,655万8,000円となり、前年度と比べ約9,800万円の増加となっております。3 の繰延勘定の合計は1億5,441万1,000円で、資産合計は52億1,704万円となったところでございます。

負債の部では、4 の流動負債が約30万円減少し1億782万円4,000円となりました。

10ページに移りまして、5 の資本金では、(1)の自己資本金は出資金1億803万円の増加により17億9,781万円に、(2)の借入資本金では、企業債の償還に伴いまして約1億6,200万円減少し42億5,517万6,000円となり、合計では60億5,298万6,000円となったところでございます。

6 の剰余金は、(2)の欠損金で、当年度の純損失が7,259万8,000円となったことによりまして、前年度未処理欠損金を加えた当年度未処理欠損金は13億7,172万9,000円となったところでございます。剰余金合計では、資本剰余金の合計から欠損金の合計を差し引いたマイナス9億4,377万円となり、資本金の合計から剰余金合計を差し引きました資本合計は、51億921万5,000円となっております。また、負債・資本合計では、資本合計に負債合計1億782万4,000円を加えました52億1,704万円となったところでございます。

なお、12ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第1号の説明とさせていただきます。

きます。

続きまして、議第64号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の62ページをごらんください。

今回の補正は、次回の診療報酬改定及び病院内における医療安全を念頭に置きまして、薬品の管理システムの構築や医療機器の購入、中央材料室の設備工事を行うものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第1款 病院事業費用の既決予定額に29万8,000円を追加し、23億4,581万9,000円とするものでございます。第2項 医業外費用の増額は、薬品管理システム等の整備により発生いたします仮払い消費税でございます。

63ページをごらんください。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入の第1款 資本的収入の既決予定額に92万5,000円を追加し1億1,038万8,000円とするものでございます。第1項 出資金の増額は、病院整備に係る一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出の既決予定額に595万円を追加し1億8,414万6,000円とするものでございます。第1項 建設改良費の増額は、薬品管理システムの整備、中央材料室内の排気工事等に伴う増額でございます。

また、この補正に伴いまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が変わることから、予算第4条本文括弧書きをこの第3条のとおり改めるものでございます。

以上で、議第64号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第61号について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の14ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,909万1,000円を追加して、補正後の予算の総額を86億870万8,000円にするものでございます。補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

18ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の限度額を3億4,460万円に変更するものでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、20ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 議会費は50万7,000円を減額して、補正後の額を1億3,518万8,000円にするもの
でございます。これは、人件費の組み替えによる減額で、財源は一般財源を減額いたします。

第2款 総務費は314万4,000円を追加して、補正後の額を13億1,222万6,000円にするもの
でございます。これは、人件費の組み替えによる減額と、公用車購入事業、公共施設地上デ
ジタル対策事業、市内竹林山林景観整備事業、外国人登録システム整備事業などの増額で
ございます。財源は、国県支出金1,328万1,000円を増額し、一般財源1,013万7,000円を減額
いたします。

第3款 民生費は6,881万8,000円を追加して21億5,500万6,000円にするものでござ
います。これは、高齢者住宅用火災警報器助成経費、紙のふるさとふれあいセンターリフレ
ッシュ事業、子育て応援特別手当支給事業、生活保護経費、住宅手当緊急特別措置給付金
措置事業などの増額でございます。財源は、国県支出金4,527万円、負担金等その他の財
源276万1,000円、一般財源2,078万7,000円をそれぞれ増額いたします。

第4款 衛生費は1,237万1,000円を追加して8億1,954万2,000円にするものでござ
います。これは、人件費組み替えによる減額と、新型インフルエンザ対策事業、女性特有の
がん検診推進事業、バキューム車購入事業などの増額でございます。財源は、国県支出金
2,236万1,000円を増額し、一般財源999万円を減額いたします。

第6款 農林水産業費は1,248万8,000円を追加して3億1,467万2,000円にするもの
でございます。これは、人件費組み替えによる増額及び側溝等清掃業務、里山・山間地等森
林整備事業、高齢級間伐促進事業などの増額でございます。財源は、国県支出金682万
3,000円、一般財源566万5,000円をそれぞれ増額いたします。

第7款 商工費は1,430万5,000円を追加して2億5,627万2,000円にするものでござ
います。これは、人件費組み替えによる増額及び観光客滞在魅力向上事業、観光案内推
進事業などの増額でございます。財源は、国県支出金1,127万3,000円、一般財源303
万2,000円をそれぞれ増額いたします。

第8款 土木費は4,635万円を追加して10億2,703万2,000円にするものでござ
います。これは、サイクルツアー交通安全施設整備事業、松森・広岡線舗装改良事業、都
市公園景観整備事業などの増額でございます。財源は、国県支出金4,574万7,000円、
一般財源60万3,000円をそれぞれ増額いたします。

第9款 消防費は720万円を追加して4億1,880万8,000円にするものでござ
います。これは、消防車両購入事業による増額であり、財源は国県支出金でございます。

第10款 教育費は6,492万2,000円を追加して9億9,870万6,000円にするもので
ございます。これは、人件費組み替えによる増額及び教育情報通信技術環境整備事業、給
食センターボイラー購入事業、文化会館障がい者用トイレ整備事業、自動体外式除細動器
整備事業などの増額でございます。財源は、国県支出金5,170万6,000円、受託事業
収入によるその他財源43万5,000円、一般財源1,278万1,000円をそれぞれ増額
いたします。

以上、今回の補正総額は2億2,909万1,000円で、その財源内訳は、国県支出金2億366万

1,000円、その他財源319万6,000円、一般財源は繰越金で2,223万4,000円でございます。

21ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で17案件の説明は終わりました。

これより、昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第20 議第67号及び第21 議第68号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市原鶴枝君） 日程第20、議第67号及び日程第21、議第68号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第67号、議第68号の2案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第67号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

赤スタンプNo. 1、議案集の75ページをごらんください。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお務めをいただいております西村敏昭さんの任期が9月26日をもって満了となります。したがって、任期満了に伴う後任委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

西村敏昭さんは、住所は美濃市松栄町四丁目41番地、年齢は昭和21年12月15日生まれの62歳で、平成17年7月から委員をお務めいただいております。松栄町で登記測量事務所を開業されている司法書士であり、土地については豊富な知識をお持ちでございます。西村さんを引き続き選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第68号の美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

議案集の76ページをお開きください。

現在、市の教育委員会委員として務めていただいております佐藤律子さんの任期が9月30日をもって満了となりますので、その後任として藤川貴子さんを教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

藤川さんの住所は美濃市笠神601番地、生年月日は昭和27年2月20日生まれで、年齢は57

歳でございます。藤川さんは、昭和47年に名古屋女子大学短期大学部を卒業された後、岐阜和裁学校へ2年間通学され、昭和49年に卒業されておられます。その後、武儀県事務所や美濃市役所の嘱託職員などにお勤めされておられますが、お子さんの小学校時代にはPTA役員も経験しておられ、教育への造詣も深い方でございます。また、平成16年にホームヘルパー2級、昨年には介護福祉士の資格を取られるなど、常に自己の研さんに励んでおられ、現在は山県市の特別養護老人ホームに勤めておられます。御本人は、学校教育やスポーツ・社会教育への関心も高く、性格も温厚・誠実で人望の厚いお人柄で、人格・識見ともすぐれ、教育委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって説明とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第67号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第68号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

第22 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（市原鶴枝君） 日程第22、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長において行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員に、加納和喜副市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました加納副市長を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました加納副市長が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました加納副市長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選を告知いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から9月16日までの8日間休会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から9月16日までの8日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月15日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月17日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午後1時09分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年9月8日

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

平成21年9月17日

平成21年第7回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成21年 9 月 17 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第10号 平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第11号 平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第14 議第62号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第63号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第64号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第65号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第66号 美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例について
- 第19 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第19までの各事件

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	森和美君	総務部長	平林泉君
民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼会計課長	瀬瀬壽君
教育次長兼教育総務課長	藤田裕明君	総務部参事兼総合政策課長	梅村健君
参事兼秘書課長	古田則行君	総務課長	西部真宏君
市民生活課長	河村晃君	高齢福祉課長	太田己代治君
健康福祉課長	野倉敏男君	観光課長	宮西嘉弘君
土木課長	古田行雄君	都市整備課長	宮木安喜君
教育委員会学校教育課長	小野木卓君	教育委員会人づくり文化課長	佐藤祥一君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局次長	井上司
議会事務局書記	長屋充宏		

開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第18 議第66号までと第19 市政に対する一般質問

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、認第1号から日程第18、議第66号までの17案件を一括して議題といたします。

日程第19、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） おはようございます。私は発言通告に従いまして、2点、一般質問をさせていただきます。

平成の大合併と呼ばれる国主導の市町村合併は、10年前には約3,200あった市町村数が1,700台まで、ほぼ半減しました。合併を促進するための市町村の合併特例等に関する法律は来年3月31日で失効となるため、国からの恩恵を受けようとして駆け込みで合併協議を進めている地方自治体も相当数あるようです。今回の平成の大合併では、合併してよかった、合併しない方がよかったという両極端の見方があるようです。一般論としての合併のメリットには、他の市町村の公共施設が利用できるなど、住民の利便性の向上、サービスの高度化、多様化、広域的なまちづくり、行政の効率化などが上げられています。また、デメリットとしては、今までの市役所や役場が統廃合され役場が遠くなって不便になる、議員が減り住民の声が届きにくくなる、サービス水準が低下し負担が重くなるのではないかと、地域の歴史・文化・伝統が失われるのではないかなどが言われております。

平成の大合併は、近隣市町村の間からの盛り上がりよりも、あめとむちを用いた小泉構造改革により押しつけられ、最も大事な地域住民同士の意思疎通がおろそかにされてしまったと思っております。私は、今の社会に求められる市町村合併は、地方分権が進められる中で、その受け皿となれる足腰の強い地方自治体をつくることにあると考えます。今回の総選挙におきましても、地方分権の推進は最も大きな争点の一つであります。

地方分権改革は、平成7年に地方分権推進法、平成12年には地方分権推進一括法が施行され、国と地方は法律上は対等・協力関係になりました。平成16年からは三位一体改革として、

税財源移譲、国庫補助金負担金改革、地方交付税改革が一体的に行われました。しかし、国の関与・義務づけや権限移譲、財源移譲など、まだまだ十分進んでいないとして、全国市長会や全国知事会など地方六団体が推進に向けて強力な運動をしているところであります。

さて、現状の美濃市は、果たして地方分権の受け皿となれる自治体であると胸を張ることができるのでしょうか。三位一体改革では、美濃市にとっては財政的にはデメリットの方が大きかったと思われます。今、議会に提出されました平成20年度決算における経常収支比率は99.9%と最悪の状態です。財政調整基金は2億9,000万円を取り崩し、残りは8億3,000万円余りにまで減ってしまいました。今後、地方分権による国や県からの権限移譲に伴い、市の仕事は当然にふえることとなります。一方、職員数は、平成21年度の施政方針にもあるように、20年度では一般行政職員数を189人から179人に削減され、平成まちづくり改革ではこれをさらに削減する方針が掲げられているところであります。このような状況の中で、市長は美濃市の将来に向けてどのようにかじをとろうと考えておられるのか、質問をいたします。

1点目は、関市との合併についてであります。平成17年1月に執行されました合併についての意思を問う住民投票においては三つの選択肢があり、条例で定めた1号と2号の合計が過半数を超えた場合は、3号の条件では合併しない。その規定により、合併しないことに決着しました。投票数が一番多かったのは、3号の「関市に編入」でした。2番目が1号の「将来的にも美濃市単独」、一番少なかったのは2号の「当面合併せず、将来美濃市のよさを生かした条件で合併を検討」でした。2号と3号を合計すると、市民の3人に2人は合併の方向の考えであったといえます。つまり、今すぐに合併するか、もう少しよく検討してから決めたらどうかという多くの市民の考えるところでした。この住民投票は4年半前のことであり、今の段階で市民の皆さんがどのように考えられているのかはわかりませんが、市町村合併特例法の期限が来年3月に迫る中で、期限内での関市との合併を進めるお考えがあるのかどうか、市長にお伺いいたします。

2点目の質問でございますが、先ほど申し上げましたように、地方分権の推進は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みであります。そのためには、中央依存の姿勢を改め、地域が自主性、自立性を高め、自己決定・自己責任による自治体運営へと転換していくことが求められております。また、職員には専門性が求められ、国や県に依存せず、責任を持って行政運営する必要があります。ところが、現状の美濃市は、脆弱で危機的な財政状況に加え、職員数がどんどん減らされ、このままでは他都市では受けられる行政サービスが、美濃市では満足に受けられなくなっていってしまうのではないかと心配するところです。

地方分権の推進は、さきの総選挙でも各政党が競ってその熱意をアピールしました。今後、地方分権型行政システムへの移行が急務となると考えられます。今までのように、行政の権限や財源が中央から分け与えられるものではありません。市長は、美濃市が真に地方分権型行政システムの受け皿となり得るためには、どのように財源、職員などの行政基盤づくりをされるのかをお伺いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の一般質問の1点目、来年3月に迫る市町村合併特例法の期限内での関市との合併推進についてお答えをいたします。

国の主導で進められてきました平成の大合併も、今年度をもって合併特例法の期限が終了となり、市町村数も半減いたしました。その結果の賛否についてはそれぞれの市町村の皆さんの判断であります。今後、総括されていくものと思っております。

美濃市は、平成15年11月の臨時市議会において、単独の道選択の表明を議決いただき、また平成17年1月には、住民投票により市民の皆さんが合併をしない選択をされ、美濃市の進むべき道が決められました。単独の道を歩む市政運営のかじ取り役を任された私といたしましては、厳しい財政事情の中にはありますが、市民の誇りを大切に、美濃市の伝統と文化を後世に伝えるとともに、将来に向け、明るく夢と希望の持てるまちづくりを進めていくことが私の責務と考え、今日まで誠心誠意努めてまいったところであります。今後も「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりに傾注をしていく所存でございます。市としましては、市民の判断が下されておまして、関市との間で合併については話をしておりません。

次に御質問の2点目、地方分権の受け皿となるための財源、職員などの行政基盤づくりについてのお答えをいたします。

地方分権改革は、我が国の経済、社会構造が大きく変化をしている中にありまして、これまでの中央集権的な全国一律の地方行政ではなく、住民に身近な地方の自由度を拡大し、地方がみずからの選択において、基礎自治体として個性が十分発揮できる行政システムにしていくためであります。これは、一定の大きさにすべてをまとめていくという考えではありません。大きい市や小さい市や、あるいはそれぞれ個性のあるまちをこれからも自立をしてつくっていくということでもあります。そのためには、そうしたそれぞれの自治体を支援するために、道州制や定住自立圏構想などの議論も含め、国や県、市町村の役割分担が明確なものとなり、その上で国の権限や、さらには地方に対しての税源移譲といったものが的確に移されることが今大切なことであり、議論されているところであります。こうしたそれぞれの基礎自治体を重視した分権改革の推進につきましては、私ども全国市長会におきまして政府に強く申し入れをしているところであり、今後も国と地方の協議の場を通じ、真の改革が実現できるよう強く求めていく考えであります。

美濃市といたしましては、小さな自治体ながら、市民の皆さんの御理解と御協力を得て、市民と行政が一体となった市民主役の個性あるまちづくりに努めてまいりたいと思います。地方分権の受け皿づくりのため、今後も歳出全般の見直しや自主財源の確保、税収増加対策、あるいは市債の発行の抑制、特別会計・企業会計の経営の健全化、市民協働型行政運営の推進など、平成まちづくり改革を着実に進めて、さらに将来に向けて工業団地開発による企業誘致や区画整理事業による人口増加対策など、新たな財源掘り起こしにつながる施策を展開し、将来に向け安定的な財源確保をしていきたいと思っております。

また、限られた職員で効率的な行政運営を推進するため、事務事業の総点検や組織機構の見直しを行い、近隣市と連携をして、足りない分については、防災や救命、あるいはごみ処理、介護保険など、現在も広域で進めておりますが、こうした広域の事務の共同処理化もさらに促進して、自立をした美濃市としての自治体運営の確立に努めていきたい、このように思っております。御理解を賜りますようお願い申し上げます、市長の答弁といたします。

[14番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 要望いたします。

美濃市の行政体が、地方分権型行政システムの受け皿としては少々心もとないとし、将来に対する不安を感じざるを得ません。私は、できるだけ近い将来、関市との合併が望ましいと考えるものであります。時至り、スムーズに合併できるようにするためにも、関市と十分に連携して事業を推進したり、協力し合って地域活性化を目指す必要があると思っております。現在では、来年の全国豊かな海づくり大会や、池尻・笠神工業団地など、連携・協力して進められていますが、例えばコミュニティバスなどの地域間交通網の整備、観光PR、森林や河川の環境対策、広大な森林が持つ木質バイオマス活用、学校給食、下水道の汚泥処理など、いろいろな施策や事業が、1市単独で行うよりも2市が共同し行った方が効率的で、しかも効果が上がるのではないかと思うところであります。一気には無理だと思いますが、互いにメリットが見出せるところから連携し、美濃市と関市ともに行政サービスが向上し、互いに活性化できる方向を目指して行政運営していただくよう要望し、一般質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。発言の許可をいただきましたので、私は3点について質問をしたいと思います。

まず第1点目は、美濃市第4次総合計画の総括と美濃市第5次総合計画の策定について市長にお尋ねをしたいと思います。

美濃市では、平成12度から平成17年度までの前期と平成18年度から平成22年度までの後期にわたり、美濃市21世紀のグランドデザイン、美濃市第4次総合計画がつくられました。この計画も総仕上げ段階に入り、現在は各地区で市政懇談会が開かれ、総括をされ、第5次総合計画の策定に向けて準備をされているところであります。「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」にするためにも、「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり」をするためにも、第4次総合計画については、評価するところは評価し、反省すべきところは謙虚に反省をして、次の第5次総合計画へと結びつけていかなければならないと思っております。

このたび、市政懇談会で使うために編集された資料を事前に見せてもらいましたが、あれもやった、これもやった、全体としてはほぼ達成できたと市は総括をしておられます。確かに達成した部分もたくさんありますが、一番大事な部分が達成されずに問題点として残り、まだまだ達成されていない部分もたくさんあります。この問題点をしっかり認識して、今後活力のあ

る美濃市づくりをしていく必要があると思います。

主なものを取り上げてみますと、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を目指した特徴のある個性的なまちづくりを積極的に進め、美濃市の将来人口を平成22年度までに2万7,500人にするという計画でしたが、住みたいまちになっていないのか、人口は平成7年には約2万6,000人だったのが平成21年には2万3,200人ほどになってしまい、美濃市の財政難と活気のなさにつながっていると思います。また、本市の将来を見据え、活力あるまちづくりや人口定着の誘導を図る上からも、土地区画整理事業を計画的に促進していくとして、幾つかの区画整理事業が予定されたが、大矢田地区の美濃西部、曾代地区は完成したが、美濃インター前は完成間近で、上生櫛、吉川町、松森東、などはまだ組合設立には至っていない。

また、後期高齢者医療制度は、思いがけなく政府が一方向的に押しつけてきた制度で、75歳以上の方には大変失礼で迷惑な制度です。この制度の評価についても、うまくいってるとか問題ない制度だという評価ではなくて、大いに問題のある弱い者いじめの制度であるという立場に立っていただきたいし、道路についても段・西洞線の凍結などもあり、十分に整備されていない。

また、経常収支比率の目標値は、平成22年度には88%にするという目標なのに対し、平成20年度末で99.9%と悪化し、財政調整基金の目標値は平成22年度には15億円の貯金をつくるという目標に対して、平成20年度末で8億3,600万円しかなくなってしまった。借金を返済する目的で積み立てる減債基金の目標値は、平成22年度には3億円積み立てる目標に対して、平成20年度末では1億2,900万円しかなくなってしまった。まだまだ上げれば切りがありませんが、あくまでこれらは美濃市第4次総合計画の目標値で、社会情勢の変化などで計画どおりにいかない場合もあると思いますが、あれもやった、これもやった、全体としてはほぼ達成できたと評価するのは余りにも甘い評価だと思いますが、市長はどうお考えですか、お伺いしたいと思います。

美濃市第5次総合計画の策定については、第4次総合計画の反省から、まず第1に人口増対策に真剣になって取り組む必要があると思います。人口が劇的に減少したり爆発的にふえたりすると、経済や社会に多大な影響を与えるので、人口を安定的に維持できる出生率は2.1人とされていますが、美濃市の出生率は平成19年度で1.09人というひどい状態にあります。働き場をふやし、若者が結婚できる環境をつくり、子供を産める環境をつくって、出生率を上げる努力をすることは、喫緊の課題だと思います。少子・高齢化が急速に進む社会の中で、仕方のないことととらえず、美濃市でできることは何かを真剣に考えて頑張ってもらいたいと思います。

成功している事例として紹介しますが、長野県下條村という人口4,200人の小さな村では、村営住宅を安く貸し出したり、保育所を増設したり、保育時間の延長などで出生率は2.04人もあり、村長の公約は第1に人口をふやすということを掲げて奮闘され、あらゆる方法をとられ、子供が生まれ続けるまちに生まれ変わってきたそうであります。美濃市においてもぜひ見習ってほしいと思います。

また、区画整理事業に積極的に取り組み、県道富加・美濃線、岐阜・美濃線の松森から大矢

田までの道路沿いを、商店や住宅やビジネスホテルなどを誘致しながら新市街地を形成し、人口をふやし、税収増を図り、美濃市の若者が切望してやまない、働くところが欲しい、あんな店が欲しい、こんな憩いの場があるといい、もっとにぎわいのあるまちにしてほしいという要求にこたえ、活気のあるまちをつくるために本気で取り組むべきだと思いますが、市長の答弁をいただきたいと思います。

次に、平成20年度決算における経常収支比率などの結果について副市長にお伺いをしたいと思います。

平成20年度の決算が公表されました。これを見てみますと、一般会計の歳入決算額は88億568万8,000円で、前年度に比べ2億2,769万6,000円減少しております。前年度に比べ2.5%の減少となり、経常収支比率はついに99.9%になってしまいました。経常収支比率とは、経常的一般財源収入に対して、人件費や扶助費、公債費など経常的・義務的経費が99.9%を占め、新しい事業は何もできないという深刻な状況にありまして、大変なことであります。市民の要望や期待に対して何もやらないということでは市民から反発を受けるので、やむを得ず財政調整基金という美濃市の貯金から2億9,000万円をおろして穴埋めをしているのが実情だと思います。その財政調整基金も平成20年度末には8億3,600万円になってしまったので、もう二、三年で食いつぶしてしまうかもしれません。その後にはどうなるのか、大変不安になります。運動公園の体育館は建てかえが必要なほどに老朽化していますし、老人福祉センターも同様です。美濃橋の修復にもなかなか手がつけられないようですし、公民館の机やいすも修理が必要、野球場のグラウンドは整備不良で、ゴロが飛んできてイレギュラーして捕球できない。公共施設の利用料金も値上げされ、各種の補助金もカットされ、市民は何も悪いことをしたわけでもないのになぜこんなことになるのか、ストレスとフラストレーションがいっぱいたまっている状態だと思います。市民は、美濃市の行く末について大変心配をされております。もうこれ以上市民に犠牲を押しつけないでいただきたい。第2の夕張にしないしてほしい。私は昨年12月議会でも市の財政問題を取り上げ、財政健全化のための方策について一般質問をいたしました。昨年は決算資料を私なりに分析し、他市とも比較しながら、美濃市の特異体質として特別会計への繰出金と補助費等が突出して多いということを指摘し、このままでは財政が立ち行かなくなると考え、各種のイベントの縮小や廃止を提案しましたが、市長はイベントの成果や効果を力説され、ことしも大きな改革や改善なしで各種のイベントが展開されております。平成20年度の決算資料を見ても、改善の兆しはなく、悪化の一途をたどっています。財政が苦しいのは美濃市だけではなくて、よその市も苦しいから辛抱してほしいなどとは言わないでほしい。人口増対策や税収増対策を考えずに大きな借金をしてしまったのは市の責任であるからですというのが、大きな声では言わないけど市民の皆さんの率直な気持ちだと思いますが、副市長はどう思われますか。近い将来に美濃市は予算も組めないなどという日が来るのではないかと。そんなことにならないように頑張れますか、副市長の答弁を求めます。

次に、民主党への政権移行に伴い、美濃市の事業と財政へ与える影響はどのようなことが考えられるのか、市長にお聞きしたいと思います。

8月30日には衆議院議員選挙が行われました。その結果は民主党の圧勝で、長年にわたる自公政権から民主党政権へと移行することになりました。その背景には、日本企業の99%を占める中小企業は疲弊し、農林業や漁業も生活が苦しく、個人経営の商店も売り上げが激減し、働く人たちも仕事を奪われたり、給料やボーナスをカットされ生活が脅かされてきた。ここ10年間ぐらいは、若者と高齢者に対するしわ寄せはひどいものがあった。しかし、政府を信じ、県や市を信じて、今までの政府を支持してきた。今まで日本人は安心を得ることを大切にしてきた。少しでも危ないと思うことは即座に排除し、安定を願ってきた。そういう社会が続き、多くの人がリスクをとらない方が得だと考えるようになり、じっと我慢をして物を言わなくなり、人間の可能性が失われた社会が続いてきた。多くの人が政治の行き詰まりを感じているのに、自分の手で変えるのはリスクが高過ぎる、変えない方が安全で安心という考え方が広まって、閉塞感がますます強くなり、今回の選挙では、やはりリスクを覚悟で変えなければならないのではないか、貧乏はしていても何とか生活している、子供も何とか育っている、今のままでいいからこれ以上悪くならないようにしてほしいと願って自公政権を支持してきたけれど、もう限界に来たという結果であったのではないかと。

この結果は、血液の交換と同じで、その効果は政治的な領域を超え、美濃市民の生活の隅々まで変えていくだろうと思います。例えば、これまでなら自公政権に対して反対意見を持つことは、そのまま隅っこに追いやられることを意味したが、政権交代により、意見対立して採用されない考えを持つ者も、新しい時代では逆にチャンスがあるというダイナミズムが生じてくるだろうと思われます。自立した自分の意見を持つことが苦手だった市民も、自分の投票行動で政権をかえた。自分の意見を持つことが世の中の仕組みを変えていくのを実感して、新しい考え方が古い考え方の人をのみ込んでいく、そんな時代の変化を感じます。

政権がかわって、美濃市の事業はどうなるのか、池尻・笠神工業団地や半道トンネルはぜひやってもらわなくてははいませんが、工業団地やトンネルをつくるには地元の負担がたくさんかかるから、美濃市では予算が組めないからできないというようなことにはならないようにしていただきたいと思います。

また、民主党政権になった場合、これまでの自公政権とどう変わるのか。子供手当やら、ガソリンの暫定税率の廃止やら、高速道路の無料化など大変魅力的な政策がたくさんありますが、後期高齢者医療制度の廃止により、国民健康保険の負担増になった場合はどうするのか、住民税の控除の改正が必要にはならないのか、法人市民税の税率はどうなるのか、美濃市の一般会計に影響を与えないのかなどなど、市民生活にどのように影響し、美濃市としてどのように対応していくのか、迅速に対応し、市民に迷惑をかけることのないように対策を検討していただいているのか、今回の選挙で民主党の国会議員と気まづい関係にはなっていないのか。

市長は全市民の代表でありますので、特定の人や、特定の政党の代表ではありません。古い考え方ではなくて、新しい考え方に切りかえて、豊かな市民生活ができるように頑張りたい。民主党政権は、今までの無駄を省いて予算をつくらうと言っておられますし、天下りを禁止し、企業・団体献金を廃止して、これまでのように大型公共事業にばかりお金を使わな

いと言っておられますので、この際ひもつき補助金ではなくて、美濃市が自由に使える地方交付税や交付金を今までの基準で分配するのではなくて、山林が多い市や町、川が多い市や町、お年寄りが多い市や町に今まで以上の交付税や交付金を要求して、美濃市の財政を立て直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、市長の答弁をお願いして質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問の1点目、美濃市第4次総合計画の総括と美濃市第5次総合計画の策定についてお答えをいたします。

美濃市第4次総合計画は、将来都市像を「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」とし、都市環境の整備、産業の振興、市民生活の向上、教育・文化の向上、市民参加の推進の五つを施策の大綱として、各種事業展開を積極的に進めてまいりました。

第4次総合計画は来年度までとなり、現在総仕上げの段階に入っているところであります。社会・経済情勢の変化などにより、あるいは小泉改革等ありましたが、厳しい財政状況の中で、目標を100%達成することは困難なことではありましたが、歴史や文化、自然を初め、美濃市の特色を生かしながら、市民の安心・安全、町の活力・にぎわいを創出するためのいろんな諸事情、これまで幹線道路網の整備や美濃病院の移転、あるいは上下水道の整備、ケーブルテレビの施設の整備、うだつの町並み整備、道の駅建設、学校再編や子育て支援、高齢者対策、コミュニティバスの運行などに努めてきたところであります。

区画整理事業におきましても、美濃西部、曾代地区は完了し、新市街地形成ができつつあります。また、インター前は事業推進中であり、美濃病院跡地周辺につきましては基本調査及び測量調査中であります。上生櫛、松森東は、推進会あるいは研究会を組織していただき協議を進めております。御指摘のように、将来これらの地区が完成すれば新市街地ができいくものと思っております。このほか、市民と協働したまちづくりが各方面で評価され、総務大臣表彰を初め、たくさんの賞をいただくまでとなりました。私は今日まで、市民が主役、市民とともに進める美濃市づくりといったテーマのもとで市政を進めてまいりました。議員が御指摘されたような成果が少ないという御指摘は謙虚に受けとめさせていただきます。私は、市民と議員と職員とが一体となって、今日まで、よくここまで頑張ったなど、この15年前を思い出すと思う次第であります。私は、こうした成果を見ますと確かに課題は残されているものの、この第4次総合計画における主要課題は着実に推進することができ、主要な施策はおおむね達成できたと思っております。私は15年前の名鉄美濃町線の廃線、そういったことを考えると、今日は市民の皆さんが頑張ったなという気がいたす次第であります。

第5次総合計画の策定に当たり、私の基本的な考えとしましては、スローライフをキーワードに、人間が人間らしく、ゆっくり、ゆったりと心豊かに暮らせるまちづくりが必要であると考えております。ハードからソフトにシフトをしながら、美濃市の持つ伝統や環境を大切に、自然と共存した安心・安全で快適な暮らしの環境づくりを図っていきたいと考えておりまして、美濃市の大切な自然である「美濃市まるごと川の駅構想」やサイクルシティの推進など、その重要な位置づけとなるものと思っております。10年先の美濃市のあるべき姿を見据えた活力

とにぎわいのある美濃市づくりを推進することは大切なことでもありますので、議員御提案の区画整理による新市街地の形成や工業団地の開発による企業誘致、産業振興など地域経済の強化や人口対策、財政の強化などは最も重要な課題と認識し、これを進めたいと思っております。総合計画策定に当たりましては、市民の声が十分反映したものとなるように、現在市政懇談会を開催し、意見を聞いているところであります。各地区、各種団体、グループ等との市政懇談会や市民意識調査など、幅広い機会をとらえまして、市民の皆さんのお考えや御意見を伺ってまいりたいと存じますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に一般質問の3点目、民主党への政権移行に伴い、美濃市の事業と財政へ与える影響はどのようなことが考えられるかについてお答えいたします。

私は、民主党政権の劇的な変化に対してびっくりしておりますが、多くの方々が衣がえといえますか、そういった多くかわっておられることも事実であります。議員のお話もそのようなことかと思えます。私は、民主党のマニフェストにはさまざまな政権公約が掲げられておりますが、現段階では各政策の詳細な内容や予算の優先順位、またその財源をどう考えているのかなど明確に示されていない状況にありますので、具体的にお答えすることは困難だと思っております。

また、今回の政権交代という現象は、長い自公政権に対する不満・不信と新しい民主党政権に対する国民の期待のあらわれで、政権交代というのが主体であったと考えております。マニフェストの内容を深く対比させ、マニフェストによって投票された結果は少ないように思っております。

民主党のマニフェストに関しての意見を申し上げれば、例えば、子供手当の創設や出産一時金の拡大、公立高校の実質無料化などにつきましては財源を伴うものでありまして、これは行政の無駄を省くのみならず、今進めている予算のつけかえによるものが大半であります。国民にとりましては、今まで受けていたものもありますので、大いに歓迎されるものもありますが、反面、その財源を取られた部分については痛みを伴う見直しであり、つけかえによる事業の廃止や新たな国民の負担増など、デメリットになる部分もあり、懸念しているところでもございます。その他の多くの公約も含め、今後、連立による新たな政権の中で、各種の政策が具体的なものとなってくると思われますが、特に財源確保の問題が地方の財政を圧迫することのないよう、注意深く見守っていきたいと考えております。

新政権に対しましては、政治を停滞させることなく、国民生活の安定と地域重視の政治姿勢に期待を寄せるものであり、政策の立案や執行には地方の意見を十分反映したものとなるよう取り組んでいただくようお願いいたします。例えば、後期高齢者医療には定着に2年かかりました。これを即時廃止するということになると、一体一番迷惑を受けるのは国民ではないかというふうに思うからであります。私は、地方分権改革の推進や地方交付税の復元と増額などとあわせて、全国市長会等を通じ要請しているところでありますが、今後も引き続き積極的に申し入れを行っていき、そして地方がこういったことで税源を減らされたり、あるいは多くの仕事が新たに加わったりすることのないよう、御理解を賜るよう努力をしてまいりたいと思

いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（市原鶴枝君） 副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。古田議員の一般質問の2点目、平成20年度決算における経常収支比率等の結果についてお答えをいたします。

経常収支比率につきましては、御指摘のとおり大変厳しい状況で、これを重く受けとめております。したがって、市の施策を進める上で、経常収支の比率を下げるための努力を一層進め、財政の健全化に取り組んでまいります。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び物件費、維持補修費、補助費、繰出金の経常的な経費に充当した一般財源が、市税や普通交付税などの経常一般財源等に占める割合を示す指標でございます。一般財源は、経常的なものと臨時的なものがございしますが、この一般財源に特定財源を活用してさまざまな事業展開を図っております。

平成20年度決算の一般財源等の総額は70億5,200万円で、そのうち経常収支比率の算定に用いる経常一般財源総額は56億3,600万円で、その差額が投資的経費やその他の臨時的経費に充当されております。経常収支比率を押し上げている主な要因は、これまでも御説明申し上げていきますように、下水道及び農業集落排水事業特別会計や病院事業会計への繰り出しが大きな要因となっております。公共下水道や農業集落排水は、市民の皆さんの快適な暮らしの確保や河川浄化による環境保全に不可欠な都市計画施設であり、ナショナルミニマムであるとの認識の中で、その普及率の拡大のため整備が進められてきました。

美濃病院につきましても、市民が安心して医療を受けられるために欠くことのできないものであり、現在と将来に向けた必要な投資であると考えております。そのほかにも、市民ニーズの高い子育てや高齢者のための福祉、教育に費やす経費などを削減することは、市民生活上、大変難しいことであり、御理解賜りたいと思っております。

また、公債費残高につきましては、全会計合わせ平成20年度末では276億円となっておりますが、市債発行を極力抑制しており、前年度比で12億円程減少しております。引き続き市債発行の抑制に一層努めてまいります。

景気の大幅な後退や、少子・高齢化に伴う税収入の減少や、社会保障費の増大が見込まれる一方で、地方交付税の削減など、引き続き地方財政の締めつけも予想されますので、今後におきましても、平成まちづくり改革による美濃市第2次集中改革プランにより、一層の歳出削減や財源確保など、徹底した行財政改革を推進し、経常収支比率の逡減に努め、財政の健全化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

二つの質問に対して、要望をしておきたいと思っております。

まず第1点目の質問では、平成22年度までに人口を2万7,500人にするという計画であったの

が、2万3,200人ほどになってしまったのはなぜかなのかという質問をしました。これに対しては、はっきりしたお答えがありません。各種事業を積極的に推進してきたということではありますが、下水道事業を初めとする箱物をつくることは、国から補助金をもらって、足りない分は借金をして行えば割かし簡単にできますが、働き場所をふやし、若者をふやし、出生率を上げて人口をふやすということは、時間をかけて地道に努力しなければならないことです。人口の減少、出生率の低さはひどいものがあります。まさに危機的状況であるのに、第4次総合計画の主要な施策はおおむね達成できたなどと考えておられるのは、まことに残念と言わざるを得ません。美濃市第4次総合計画でははっきりとうたいながら、努力をされなかったと言われても仕方がないのではないかと思います。第5次総合計画では、まず第1に人口をふやす、もうこれ以上減らさないという強い決意で臨んでいただきたいと思います。

次に2点目の質問では、経常収支比率はついに99.9%になってしまい、いろんな市民の要望も考えてもらえない。市民にはストレスやフラストレーションがたまっているという質問をしました。答弁では、財源的に決して余裕があるわけではないが、事業が何もできないということではないということですので、先ほど申し述べた市民の要求をかなえていただきたいし、夕張市は353億円の借金で破綻をしてしまいました。美濃市は今現在276億円の借金があるということですので、これ以上美濃市民に負担を押しつけず、決して第2の夕張にしないよう、必死になって努力をしていただくよう要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 次に、6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 発言通告に従いまして、一般質問3点をお伺いいたします。

1点目、藍見小学校通学路、横越地内安全対策についてお伺いをいたします。

旧県道高見線約660メートル間が、横越から藍見小学校までの横越地内の生徒の通学路となっております。この道路は、側溝のふたがないところや急カーブなどもあり、通学路としては危険なところがあります。特に、市道横越・山崎線と旧県道高見線のTの字交差点のところは、右折するとき緩やかな下り坂になっており、冬になりますと雪が積もったり、凍結すると、日当たりも悪く、雪が解けずに大変危険な交差点なのです。ことしは雪も少なく、事故を見かけることもなかったんですが、雪の多い年、凍結しているときは、曲がり切れずに事故を幾度も見かけております。このとき生徒が通学していたらと思うと、今のままではとても安心して学校へ行くことができません。ちょうど朝の通学ときには朝のラッシュどきにもかかり、また最近特に岐阜方面から牧谷、郡上方面に向かう交通量も増加しており、一日も早く安全対策をお願いするものであります。

2点目、長良川右岸笠神地内堤防災害復旧についてお尋ねをいたします。

ことし7月の豪雨により、長良川右岸笠神地内堤防が約370メートルにわたり堤防に災害を受けました。今は土のうなどで一時的に応急処置がされておりますが、台風シーズンも近づき、いつ災害が起きるかもわかりません。笠神地内は平成16年の台風で浸水し、大きな被害に遭っており、毎日が不安な日々を過ごされております。県の工事でもあり、答弁も難しいかと思

ますが、県の方に強く要求をしていただき、早期完成をお願いするものであります。

以上2点、建設部長にお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

3点目、コミュニティバス「わっちも乗るC a r」運行路線見直しについてお尋ねをいたします。

コミュニティバス「わっちも乗るC a r」は、平成15年に福祉バスとして、2台の車両で隔日1日2往復を5路線、利用料金200円で、一部をデマントタクシーで運行調査をしてきましたが、利用者が少なく、少しでも多くの市民の皆様に利用していただけるように、市民の皆様の要望を取り入れて利用者拡大に向けて見直してきました。5路線を7路線に、隔日1日2往復を6路線、そして隔日1往復を1路線と、また利用料金200円を100円に見直してきましたが、前年度より少し増加をしましたが、あまり利用者を増加することができませんでした。平成20年の利用者は1万7,471人の利用者、前年度より175人の増加でした。現在7路線で119カ所の停留所がありますが、平成20年4月から21年3月31日まで、1年間の乗車・降車された停留所の中で、5人以下利用された停留所が63カ所、そして10人以下が101カ所でした。10人以下といいますと、1年に一人も乗らない月があったということでございます。また、1人利用された停留所が15カ所、一度も利用されない停留所が9カ所ありました。こうした特に少ない停留所、また路線については、廃止を含め見直しをしてはどうかと思います。そして、本当に必要とされているところへ路線、停留所を見直したらどうかと思います。

梅山町の方から、なぜ梅山町にバスが来ないのか、ぜひ梅山町にもバスが来るようにとお願いをされ、梅山町に行き、聞き取りをさせていただきました。梅山町には市営住宅もあり、高齢者の方も多く、また1人で住んでいる方も多く、一番コミュニティバスが必要な地域であると私も思いました。梅山住宅は市営住宅でもあり、早い時期に見直しをしていただき、コミュニティバスの梅山住宅への乗り入れができるようお願いをいたします。聞き取りに行きましたのは、ちょうどこの時間でした。表に大勢の方がお見えになられましたので、十七、八人の方に聞いて回りましたが、ほとんどの方がぜひ梅山町にバスを入れてほしいと、なぜ今までに入れてもらえないのかと、いろんなことを聞きました。ある1人の方は、今は自転車で行けるけれども、じきにバスとかそういうものを利用しならんときが来る、そういうことについてぜひお願いをしますという多くの方からの希望がございました。そうした中で、三つの質問をいたします。

一つとして、次回の見直しはいつごろになるのか。二つ目、梅山住宅への乗り入れができないか。三つ目、年間利用者が一定人数以下の停留所を廃止してはどうか。以上3点を総務部参事兼総合政策課長にお尋ねをいたします。よろしくお願いいいたします。

○議長（市原鶴枝君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） おはようございます。

佐藤議員の一般質問の1点目、藍見小学校通学路、横越地内の安全対策についてお答えいたします。

藍見小学校通学路のこの箇所は、冬季には周辺の樹木の陰になり凍結しやすい場所であり、

車が横滑りし、通学中の児童に当たる可能性が考えられますので、その安全対策を早急に講じたいと考えております。その対策としては、歩道設置ができれば一番よいのですが、この場所は急斜面の山沿いの道路で、道路の幅は大変困難な地形でございます。したがって、現在考えられます安全対策としては、交差点部を滑りにくい舗装にかえたり、注意を促す看板の設置、場所によっては徐行の対策を講じたり、車道部を狭くしてガードレールを設置する方法がございますが、公安委員会とも協議を行い、安全を高めるよう早急に検討したいと考えておりますので、御理解をいただきたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

次に一般質問の2点目、長良川右岸笠神地内堤防の災害復旧についてお答えいたします。

本年7月25日から30日の梅雨前線の豪雨により長良川が増水し、笠神地区の堤防の根固め用の空石積み及び木工沈床が流失しました。また、一部のり枠コンクリートも被災いたしました。現在、護岸がこれ以上流失しないように、大型土のうに川の砂利を入れて積み上げ、応急仮工事が施工されています。県に今後の事業計画につきましてお聞きしたところ、災害復旧工事の内容は、延長366メートルで、根固め工が366メートル、練石積み工が69.9メートル計画されております。9月16日に災害査定を受け、採択されれば、この秋にこの工事が発注されます。それで、年度内には完成予定とのことでございます。笠神地区は平成16年の台風で大きな被害を受け、これからは台風のシーズンに入るため、地元住民の方が大変心配されておられることは十分承知しております。市といたしましては、できる限り早く事業が完成されるように県に強く要望する所存でございます。御理解賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 総務部参事兼総合政策課長 梅村健君。

○総務部参事兼総合政策課長（梅村 健君） おはようございます。

佐藤議員の一般質問の3点目、コミュニティバス「わっちも乗ろCar」の運行路線見直しについてお答えいたします。

コミュニティバス「わっちも乗ろCar」は、バス運行の空白地帯を解消し、地域の皆さんの移動手段の確保のため、平成15年度から運行しており、現在では2台の車両により隔日の1日2往復を6路線、1往復を1路線の合計7路線を運行しております。平成20年度の利用者数は1万7,471人で、前年に比べ175人増加しておりますが、1便当たりの平均利用状況は、多い路線で6.8人、少ない路線で0.8人、平均で3.7人となっております。

運行に要する経費は2,838万9,000円でございます。県の補助金517万4,000円を差し引きました2,321万5,000円が実質の市の負担となっており、さらに県補助金も年々削減されているなど大変厳しい状況にあり、路線の廃止や代替も含め抜本的な見直しが必要となってきております。こうした中、平成18年10月に道路運送法の一部が改正され、バス運行などについて、地域の実情に合わせた路線の新設や廃止、停留所の新設や廃止、運行回数の増減や運行時刻の変更、運賃の設定や改正について、自治体、バス事業者、利用者、道路管理者、公安委員会等関係機関が地域交通を検討する地域公共交通会議の仕組みが導入され、この会議で合意を得ることとなりました。市におきましては、去る9月7日に美濃市地域公共交通会議を立ち上げ、コミュニティバス「わっちも乗ろCar」や牧谷線について見直すことといたしました。

そこで質問の一つ目、次回の見直しはいつごろになるのかにつきましては、地域交通会議の結論を今年度中に出し、来年度見直しができるところから改正していきたくと考えております。

次に、二つ目の梅山住宅への乗り入れができないかにつきましては、洲原線や牧谷・片知線の一部を路線変更することも考えられますが、それに伴う停留所の廃止が出てまいります。そのほか、幾つかの地域から路線見直しの要望も受けております。梅山住宅への乗り入れも含めまして、地域から出ております要望につきましては、地域公共交通会議の中で、時間短縮ができ、乗車率の向上が図れるなど効率的な運行も踏まえ、できるだけ反映していきたくと考えております。

次に、三つ目の年間利用者が一定人数以下の停留所を廃止してはどうかということにつきましても、路線等の見直しの中で検討していきたくと考えております。

地域交通の確保は、単に効率性のみで判断するべきではなく、病院、買い物など交通の確保を必要とされている皆さんにとりましては、なくてはならない移動手段であります。将来にわたり持続可能となるよう、市民の皆さんの移動手段の確保に向けて、全般的な地域の公共交通のあり方につきまして、利用者の方々や地域の皆さんの御理解や御協力が必要となってまいりますので、御意見を幅広く伺いながら、地域公共交通会議の中で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 私は、発言通告に従いまして、一般質問、学校再編成により閉校になった校舎の後利用として設置された生涯学習センターについて3点伺います。

初めに1点目についてですが、急速な少子化の進行は、学校活動においても顕著にあらわれ、特に小・中学校の生徒数の減少などから、地域の学校教育の存続について社会問題になっています。本市においても、児童数の大幅な減少とともに、将来的にも一層少子化が進むことが予想されており、学校のあり方について以前から心配されておりました。平成11年度に、第4次総合計画策定に至る市政懇談会において、主に複式学級を持つ地域から学校再編成の要望が出され、その後、懇談会等を重ねながら平成14年に学校規模の適正化を図るとする基本的な考え方と、市民の意見、要望を尊重した学校再編成を推進することとなり、美濃市学校再編成とした市案を発表されました。

平成15年に下牧地区、平成16年に美濃地区、平成20年に牧谷地区の再編成により6校が閉校となり、その学校施設が各地区の生涯学習センターとなりました。こうした経緯を経て、地域に密着した積極的な人づくり施設として生涯学習センターはスタートしました。当初は、生涯学習活動を主体とした施設活用について、どのような生涯学習センターにしていくのか、地域

には戸惑いもあったのではと思います。例えば、目的外使用の規制など、専門的な知識にふなれな地域にあっては、切実な問題のように私は感じられました。

今日までには、手狭になった中央公民館の機能回復を目的として、一部団体の事務所として利用することや、先人の生きたあかしである古墳の出土品等の展示資料館として一般市民に開かれた施設に活用してはどうかなど、これまで聞いております。現在は、公民館活動や自治会活動と連携した地域密着型活動や、住民の暮らしと結びついたボランティア活動等の地道な活動など、創意工夫の中で学習の成果についても聞いております。

そこで、現在6地域の生涯学習センターの事業活動及び利用状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に2点目ですが、現在、生涯学習活動センターは社会教育施設と社会体育施設になっています。共有する二つの施設の利用に向けて、施設管理や災害に対する利用者への安全はどのように図られているのでしょうか。例えば、社会体育施設について、定期的な安全確認はどのようにされていますか。また、社会教育施設の利用について、現在建物については1階のみが使用できると限定されているように伺っておりますが、行財政改革による経費節減のためなのでしょうか。それとも、施設管理を初めとする施設そのものに対する何らかの問題に関する措置なのでしょうか。問題があるとするならば、速やかな公表が求められます。

そこで、生涯学習センターの耐震等の安全性はどのようになっているか、お尋ねいたします。

次に3点目ですが、市はこれまで生涯学習センターの運営は地域で、施設の維持管理は行政の対応として実施されてきましたが、今後は生涯学習センターで活動されている支援者の皆さんを支える取り組みが必要と考えます。生涯学習センターは、公民館活動と同様に健康の促進、生活文化の振興、社会福祉の増進などを目的とする施設として、人々の生活に最も近くにある学習施設として充実させることが必要ではないでしょうか。こうした考えに立ち、今後の生涯学習センターのあり方について、地域の高齢化が進む中、生涯学習センターで活動されている支援者の皆さんを支える仕組みと、活動を支えていくために必要な情報を提供し、利用促進に向けた研修など、方向性を共有する話し合いの場として利用促進を検討する協議会の設置を提案するものでございます。住民のサポート役として、ぜひ検討していただけないでしょうか。以上、3点について教育長にお尋ねいたします。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） おはようございます。

森議員の一般質問、学校再編成により閉校となった校舎の後利用として設置された生涯学習センターについてお答えいたします。

御質問の1点目、生涯学習センターの利用状況等についてお答えいたします。本年4月から8月までの5ヵ月間、約150日分でございます。洲原では女性林業グループ1団体で15日、立花では地元自治会で5日、長瀬では太鼓グループほか1団体で16日、片知では陶芸グループで18日、また岐阜大学と連携し実施しています子供創造館事業で3日間利用され、神洞ではボランティア団体や地元婦人会など7団体で67日、上牧では子育てグループ1団体2日であり、十分

利用されておりましたが、総括すれば自治会活動、公民館活動、ボランティア活動等にそれぞれの地域で利用されています。

次に2点目、社会教育施設の耐震等の安全性についてでございますが、6カ所の生涯学習センターのうち、洲原生涯学習センターは耐震の基準をクリアしていませんが、立花、長瀬、片知、神洞、上牧の5カ所については、社会体育施設も含めすべて耐震基準を満たしております。なお、洲原生涯学習センターについては、災害時の避難所の指定もされておられませんので、活動を立花生涯学習センターへ移し、平成22年度以降、早い時期に地元と話し合いを持ち、利用休止を検討していきたいと思っております。

社会体育施設の安全確認については、随時に職員が見て回りながら、利用者から寄せられている情報も参考に、安全管理に努めているところでございます。また、社会教育施設については、経費削減のため原則1階のみの利用とさせていただき、2階以上については倉庫として利用しております。

次に3点目、利用促進を検討する協議会の設置についてお答えいたします。生涯学習センターは、子供からお年寄りに至るさまざまな人々を対象に、市民力、文化力をつけていくことが市の施策であり、生涯学習や公民館活動等の拠点として利用していただくよう考えているところでありますが、先ほど申し上げましたように十分利用されず、成果を上げておりません。

しかし、さらなる利用促進を図ることは、生涯学習を推進していこうとする本市にとり、当然のことでございますので、利用促進に努めていきたいと考えます。それぞれの生涯学習センターは地域に密着しており、また地域事情もそれぞれ異なっていますが、生涯学習社会を実現していくための課題として、市民力、文化力をつけていくために、それぞれの生涯学習センターを今まで以上に身近で魅力のある利用しやすい生涯学習センターにしていきたいと思います。

利用促進を検討する協議会の設置については、前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 御答弁ありがとうございます。

私は、地域住民の知恵や技術による創意工夫の地域づくりに対して、条件整備、組織づくり、情報収集・提供、人材の育成など、行政の役割と考えております。生涯学習センターの利用促進は、両者の連携と協働が課題になるのではと思っております。

1点目、3点目について了解いたします。2点目について、要望いたします。

洲原生涯学習センターについて、耐震基準を満たしていない、その上で、平成22年度以降、早い時期に地元と話し合いを持ち、利用休止を検討していきたいと思っておりますと答弁されましたが、条件整備ができないのなら、速やかに情報収集による提供を地元へなすべきと考えます。本日、議会においてこのように答弁されたのですから、早い時期に地元の説明していただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） 発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問2点について質問させていただきます。

まず1点目、県道岐阜・美濃線の松森から山崎橋へかけての通勤時における交通渋滞の緩和策についてを民生部長にお尋ねします。

ここ数年来、当市においても市内各所で朝の通勤時間帯に交通渋滞が多く発生しているのを見かけます。中でも顕著なのが、県道岐阜・美濃線の松森から大矢田方面に向けて、朝の通勤時の交通渋滞であります。その原因といたしましては、長良川右岸、山崎橋西詰めの信号機であります。橋は片側1車線のため、先頭車両が右折しようとして信号待ちをすると、後続の直進車はストップしてしまい、大渋滞を招きます。信号に矢印が表示され直進が可能となりますが、すぐに赤信号に変わるため数台しか通過できず、朝の通勤ラッシュときにはドライバーはいらしてあります。現状では、朝ほどではありませんが、土曜日や日曜日の午前中も同様に交通渋滞が生じております。ちなみに、直進車に比較して右折車は1割弱でございます。県道岐阜・美濃線の総合庁舎から大矢田方面に向けまして、将来は4車線化となる予定ではありますが、まだまだ先のことのようにあります。そこで、何とか早い時期に交通渋滞の緩和策を講じていただきたく、質問をいたします。

ここで、交通量を私が調査しました結果を少し報告させていただきます。平日の火曜日の朝ですが、午前7時から9時まで2時間、大矢田方面へ抜けていく山崎橋を通過する車両が2時間で1,337台、その中で右折車は123台ということでございまして、一番列の最後部はサピー前の交差点ぐらまでは渋滞が続いておりました。7時から8時までには、690台通過中70台が右折車両。8時から9時までには、647台中53台が右折車ということで、複数の右折車は4回ほどありました。大体2台、2台ということで、特に7時の時間に多く見受けられました。

続きまして、次に2点目、曾代運動公園陸上競技場の整備はできないかについて教育長にお尋ねいたします。

陸上競技場のグラウンドは、ジュニアからシニアまで幅広い年齢層の多くの各種団体の皆さんが利用されてみえまして、高校生など本格的な競技者や、私の関係しているスポーツ団体も年間を通じまして何回も市の大会や県大会で使用させていただいております。ところが、数年前よりグラウンドの状況が非常に悪くなりまして、雨が降るたびに砂が流出し、ところどころに谷ができて、小石が露出しているところがふえてきております。大会があるたびに市民や関係者から整備ができないものと要望を聞いておりますが、市の担当課に今まで伝えておりましたが、予算上の理由で対応できないと先送りとなってきました。しかし、例えば球技大会などでスライディングでもすると、大きなけがにつながるなど危険を含んでおり、危惧しているところでもあります。この際、陸上競技場のトラック内を含めて、全体に砂を入れて整備ができないか質問いたします。

以上2点について、よろしくお願いたします。

○議長（市原鶴枝君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 岩原議員の一般質問の1点目、県道岐阜・美濃線の松森から山崎

橋へかけての通勤時における交通渋滞の緩和策についてお答えします。

県道岐阜・美濃線の通勤時間帯の渋滞については、市においても、関警察署においても認識しているところでございます。抜本的解決には4車線化が必要であり、市としては山崎橋のかけかえを含めて要望しておりますが、議員が言われるように、まだまだ先になるようでございます。

直近の道路交通センサスによると、平成17年度で岐阜・美濃線の生櫛における平日ピーク時の時間交通量は、上りが647台、下りが672台とほぼ同程度の交通量となっております。現実には、山崎橋を起点に下りの西進車両は総合庁舎付近まで渋滞する時間帯がありますが、上りの東進車両については西進車両ほど渋滞していない状況となっているようでございます。

そこで、当面の渋滞緩和策ですが、山崎橋の信号機の西進の右折矢印の時間を長くすることにより右折車両をふやし、西進車両の通行を少しでもスムーズにする方法があるかと思えます。ただ、逆に上りの渋滞が増すおそれもありますので、その可能性と効果について、関警察署を通じて県公安委員会に協議し、効果があるのであれば要望をしまいたいと考えております。あわせて岐阜県に対し、4車線化の要望を継続してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 岩原議員の御質問の2点目、運動公園陸上競技場の整備はできないのかについてお答えします。

運動公園陸上競技場は、1周400メートルの陸上競技場ですが、陸上競技だけに限らず、ソフトボール、野球、サッカー、グラウンドゴルフ等、多目的に利用できる広場として、幼児から小・中学生、高校生、一般、高齢者に至る幅広い年齢層に利用いただいております。最近、議員御指摘のように競技場が劣化してきており、危険でもありますので、できるだけ早期にグラウンド内の石を取り除くなどして、安全な競技場の整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、緊急雇用対策の一環として、今議会の補正予算においても、陸上競技場及び市民球場周囲の側溝の土砂上げを計画しておりますので、これにあわせて砂が流れているような箇所等の復旧も実施していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） ただいまの答弁につきまして了解をいたしました。少し要望をさせていただきます。

県道岐阜・美濃線の4車線化については、山崎橋のかけかえということも視野に入れますと、実現はまだ先の話で、非常に難しい問題であることは理解しておりますし、山崎橋西詰めの交差点の信号の右折を禁止にすると、山崎地区の住民の生活に支障を来すことになりかねないと思います。また、先の藍川団地内道路を迂回するにすれば、通学路の安全性という問題も

出てくると思われ、現実としては極めて難題であることは認めざるを得ません。

いずれにしても、岐阜・美濃線は県道でございますので、今後、交通渋滞解消に向けまして岐阜県に対して強い働きかけをしていただき、積極的な協議を重ねながら、ぜひ早急に緩和対策を講じていただき、通勤時のドライバーのストレスを解消していただきますよう要望して、質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、市街地目の字地区における路上喫煙の規制についてお伺いをいたします。

石川市長は平成7年、美濃市を変えなきやいかん、この寂れた町並みを元気にしなきやいかんというような強い信念を持って市長選挙に立候補され、当選の榮に浴されました。市長就任以来今日まで14年間、あらゆる施策、事業を展開され、日本に、世界に誇れるすばらしい美濃市づくりに邁進されてこられましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。

そんな中、平成8年には、うだつの町の水琴窟が「日本の音風景100選」に選定されました。平成11年5月には、市街地、いわゆる目の字地区が伝統的建造物群保存地区に選定され、平成14年には美濃和紙あかりアート展が「第6回ふるさとイベント大賞」、翌15年には市の伝統的な行事である美濃流しにわかが「サントリー地域文化賞」の受賞、その他「地域交流振興賞」「美しいまちなみ大賞」「中部の未来創造大賞」「地域づくり総務大臣表彰」、さらには昨年ティファニー財団の「伝統文化大賞」という数多くの賞を受賞し、私たちの美濃市を世界に誇れる市に導かれました。そんな数多くの受賞をいただいた美濃市ではありますが、町なかを歩いてみますと、空き缶、空き瓶、ごみ、たばこの吸い殻等、いわゆるポイ捨てされているのが、当時非常に目についたものでありました。

そこで、平成11年12月に美濃市まちを美しくする条例を公布し、きれいな町並み保存に努力をしているところであります。しかし、この条例をどれぐらいの市民の皆様が知っているのでしょうか。まだまだ市のPR不足ではないのでしょうか。今、毎日のように町なかを歩いてみますと、空き缶、空き瓶、ペットボトル等のごみのたぐいは少ないものの、たばこの吸い殻を側溝に捨てたり、車からのポイ捨てをしたりとか、たまにまだまだ目にとまることもあります。全国では、秋田県仙北市の角館武家屋敷通りは、目の字地区と同様、伝建地区に選定をされておりますが、平成19年10月に仙北市角館伝統的建造物群保存地区路上喫煙の禁止等に関する条例を施行しております。その他、多くの地域でも喫煙規制をしている自治体があります。近隣地域では、高山市や白川村でも規制をしております。

そこでお尋ねをいたしますが、このようなすばらしい町並み、伝統的建造物群保存地区にも指定されている目の字地区を、美しい町並みの保存の面からも、また防火の面からも、路上の喫煙規制をしいて、禁煙地域に指定できないものかどうかをお尋ねするものでございます。前向きな御答弁をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 山口議員の一般質問の市街地目の字地区における路上喫煙の規制

についてお答えします。

インターネットで調べますと、全国的には100近い自治体は何らかの形で路上喫煙などの規制を行っております。千葉県流山市は市内全域で路上喫煙を規制しておりますが、大半は指定区域内の路上喫煙、または歩きタバコを規制しております。県内では、岐阜市、多治見市、高山市、白川村が地域を指定して路上喫煙の規制をしております。また、違反者に対し1,000円から5万円以下の過料を科している地域や、罰則規定を設けていない自治体もございます。伝統的建造物群保存地区を持つ都市では、議員御指摘のように秋田県仙北市角館を初め、京都市や埼玉県川越市、鳥取県倉吉市、徳島県美馬市の脇町などがございます。美濃市においては、平成11年に美濃市まちを美しくする条例を制定し、市内全域において、空き缶、空き瓶やタバコの吸い殻のポイ捨ては禁止をしております。

しかし、現在では目の字地区には多くの観光客が訪れるようになり、タバコのポイ捨てによるごみ問題だけではなく、タバコによる健康被害、児童を初めとする安全歩行の確保、タバコの吸い殻による火災防止を含め、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を実現するためにも、地域住民の皆様の意見や他市の状況を調査し、路上駐車の問題を含め、路上喫煙の規制等について早急に研究し、検討してまいりたいと考えております。御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 発言通告に従い、防災について、5点につき一般質問をさせていただきます。

初めに耐震補強について、建設部長にお尋ねをいたします。

地震による死者数は東海地震で7,900人、東南海地震では1万5,000人と予測されております。その中で、木造住宅による死者は東南海地震では約8割、東海地震では約半数が家屋や家具の倒壊によるとされております。減災に向けての取り組みの大きなポイントは、木造住宅の耐震補強であるとされております。静岡県では、大地震での倒壊が懸念されている古い木造住宅の耐震化で全国トップクラスの実績を上げております。死者の8割以上が家屋や家具類の倒壊が原因で亡くなられたとされる1995年の阪神・淡路大震災を教訓に、静岡県では2001年から無料耐震診断、2002年から耐震化の補助を始めた。対象の木造住宅38万戸のうち、約2万戸の耐震化が完了しているとの取り組み状況でございます。こうした状況の中、本市におきましてはどのような状況ですか、お尋ねをいたします。その中で、耐震診断の対象木造家屋数と耐震診断済み軒数、耐震補強済み数についてお尋ねをいたします。

二つ目に、美濃北中の地震に対する安全策の取り組み、生徒指導につき、教育長にお尋ねをいたします。

美濃北中の耐震診断は平成15年に行われ、公表されておりますが、その結果は校舎東ではI s値0.33、校舎西では0.26、体育館では0.21となっております。国土交通省のI s値の基準によりますと、I s値0.3未満は地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされております。こうした危険な校舎で生徒が授業を受けることを大変心配しております。学校再編成が絡んで

いることに起因するかもしれませんが、診断から5年間経過した現在も明確な安全対策が講じられていないことは、大きな問題だと思います。現在の教室は2階を利用されていますが、3階と比較して2階の方が安全性が高いのですか。また、避難訓練もされていますが、避難場所等安全性の高いところは掌握されてみえますか。特に、I s 値0.21の危険度の高い体育館は市民にも開放されています。これはどうかと思います。

また、耐震診断の公表については、児童・生徒、また関係する保護者にはどのような形で公表、説明されていますかについて質問いたします。

3点目に、旧今井家住宅の耐震補強について産業振興部長にお尋ねをいたします。

旧今井家住宅は、うだつの観光施設として重要な施設ではありますが、築100年以上たっている木造家屋であることから、地震に対する観光客の安全確保は特に気をつけなければなりません。さきの一般質問では、耐震診断もされていない状況でしたが、現在観光客の安全確保のために耐震補強等されていますか。また、安全対策がどのようにされていますか、お尋ねをいたします。

4点目に、防災ラジオについて総務部長にお尋ねをいたします。

同報無線の難聴世帯解消に向け、防災ラジオの普及を図られましたが、その後購入したい世帯もあり、再度購入できないかを私は一般質問を通して確認しましたが、結論的にはできないとの答弁でございました。災害情報をいち早くキャッチすることは、市民すべての人にとって、身の安全を確保するためにも災害時には最も必要なことと思います。防災ラジオの購入のときを逸したとしても、その後購入をしたい方には、前回と同様な条件のもとにあっせんしていただきたい。防災ラジオは周波数の関係上、一般電気店では購入することはできません。この際、特に高齢者世帯の未設置状況を調査され、難聴世帯の解消に向けて再度防災ラジオのあっせんができないか、お尋ねをいたします。

4点目に、過疎地域の救急救命対策について総務部長にお尋ねをいたします。

救急の日、9月9日にちなんでの新聞の掲載記事、これは中日新聞の掲載記事でございますが、救急車が通報を受けてから現場に到着するまでにかかった2008年の全国平均は、前年度より0.7分遅い7.7分で、データがある1984年以降のワースト記録を更新したことが、8日、総務省消防庁の調べでわかった。また、通報から患者を医療機関に収容されるまでの時間も1.7分遅くなり、過去最悪の35.1分と報道されておりました。本市における地域によっては、通報から15分以上かかる地域が多くあります。こうした地域に生活している方々にとっては、地域力で救急救命の知識、または技術をより多くの方々が習得しておく必要があると思います。過疎地域の救急救命対策についてどのような施策を考えてみえるのか、お尋ねをいたします。

最後に5番目でございますが、災害時要援護者対策について民生部長にお尋ねをいたします。

地域において、高齢者や障がい者など災害時にあって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、だれが支援して、どこの避難所等に避難させるか、避難支援プランの策定が必要でございます。策定プランができていれば、災害時に要援護者をいち早く安全な場所に避難、また安否確認もできます。個人情報関係上、作成することは大変なことと思いますが、

本市における要援護者対策の推進状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

すみません、ちょっと一つの質問項目が抜けたということで、自主防災組織の再構築が必要ではないかを総務部長にお尋ねをいたします。

自治会傘下に今自主防災組織が立ち上げられ、その組織率は90%以上で極めて高く、私も大変喜ばしいことと思っております。今後は、その組織が有事の際機能するためには、より綿密にあらゆる面を想定しながらの構築が必要ではないかと思えます。構築されている自主防災組織は自治会単位で、組織単位をもっと小単位にし、身近にする必要があると思えます。また、組織が大きいため、訓練にしても同じ場所で年1回の開催ですと参加者も限られ、一考を要するのではないかと思えます。組織体を小さくすればそうしたこともなくなり、また組織内の意思疎通がよく図られ、災害時に機能する組織になると思えます。自主防災組織により機能する組織に向けての再構築への呼びかけ提言ができないか、お尋ねをいたします。以上。

○議長（市原鶴枝君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） 武井議員の一般質問、防災についての1点目、耐震補強についての①耐震診断の対象木造家屋数と耐震診断済み軒数、耐震補強済み数についてお答えいたします。

阪神・淡路大震災、新潟中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震では、多くの建築物において倒壊、あるいは損壊といった被害が発生し、貴重な生命や財産が失われました。そこで、美濃市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効率的に推進していくために、美濃市では平成14年度より、昭和56年5月31日以前に着工された建築物を対象に、美濃市木造住宅耐震診断事業を実施しております。市内における木造住宅耐震診断対象の家屋は約5,700軒あり、平成14年度から始まった木造住宅耐震診断では、平成19年度までの6年間、木造住宅耐震診断済みは15軒でしたが、平成20年度より国、県、市が経費を全額補助し、無料化になり、木造住宅耐震診断が7軒になりました。7年間で22軒の診断を行いました。

また、平成16年度から始まった木造住宅耐震補強は、平成20年度まで5年間で木造住宅耐震補強は3軒でございます。また、市といたしましては、先般実施されました防災訓練を初め、産業祭、市の広報紙など啓発活動に努めてまいりましたが、市民の皆さんの関心が低いことから、耐震化対策を進めていけるよう啓発活動をより一層進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の一般質問、防災についての1点目、耐震補強についての②美濃北中学校における地震に対する安全対策の取り組み、生徒指導についてお答えいたします。

最初にお尋ねになっている、美濃北中学校の生徒が日ごろ使う普通教室を2階に集中的に集めておりますのは、耐震診断の結果から見れば、確かにI s値は2階より3階の方が高い数字となっておりますが、地震ばかりではなく火災のときなどを想定し、身の安全性や避難する場所への時間などを総合的に考慮したことと、校舎の構造と学校運営上、その方が便利なことから2階への集中配置としております。

次にお尋ねの、避難場所等安全性の高いところを把握しているのかについてでございますが、生徒の生命を守ることは大事なことで、学校敷地及び周辺でも最も安全性の高いところは、周りに構造物等のないグラウンドであると認識しております。美濃北中学校では、毎年、授業中や休み時間を利用して、地震から火災が発生した場合を想定した訓練を年2回行っています。訓練の内容は、地震発生時の身の守り方や、集合場所となっているグラウンドまでの避難路の確認、さらには集合したら何を最初にすべきかなどの内容で、行動マニュアルに沿った訓練となっております。訓練2回のうち1回は消防署にも来てもらって、危険から回避する方法やみずから身を守る方法など、細かい指導を受け、有事に備えております。

また、お尋ねの耐震診断の公表につきましては、文部科学省で義務づけられておりまして、本市の場合は市のホームページに載せて公表しておりますし、関係する地元での会議などでも、状況を実直に報告申し上げているところでございます。

美濃北中学校の校舎と体育館は、議員さん御指摘のとおり耐震基準を満たしていない状況でございますが、その対応策は必要と考えております。しかしながら、美濃北中学校では生徒数が年々減少し、数年後には全校で54人という事態も起きるため、市では美濃北中学校の今後のありようを検討していただく（仮称）美濃北中学校の今後を考える会を発会しました。この会は、地元の自治会長さんや小・中学校のPTA役員、保育園関係者などで構成されており、美濃北中学校の存続を含め、再編についても御検討をいただくことになっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） 武井議員の一般質問、防災についての1点目、耐震補強についての③旧今井家住宅の耐震補強についてお答えいたします。

旧今井家住宅は江戸時代中期に建てられ、市の文化財として指定され、国の伝統的建造物保存地区に選定されています。平成6年に市の所有になってから、うだつの上がる町並みの代表的な町家として開館し、年間3万人の入館者をお迎えしております。

議員御質問の旧今井家住宅の耐震補強につきましては、現在未実施ですが、東海地震が想定され、多くの人々が集まる旧今井家住宅の地震に対する安全性の確保を図るため、耐震補強は必要であります。

平成15年に岐阜県森林文化アカデミーの木造建築家、小原勝彦博士が中心になり調査し、町家耐震性能調査報告書を作成されました。この調査で、旧今井家住宅は危険度が中破と測定され、被害想定は部材の一部損壊、外壁の一部分剥落、大きな亀裂等ございました。調査報告書では、地震が発生した場合、旧今井家住宅は大破や倒壊するとの被害想定をしておりますが、江戸時代の古い建物であることや、多くの入館者の生命を守るという点から、地震の発生に備え、市指定文化財であることから、市教育委員会や関係機関と協議し、岐阜県森林文化アカデミーの御指導等を受け、文化財の価値を損なうことのない方法で、内装等の形状や景観も含め、耐震補強対策に向け検討を進めてまいりたいと思います。

また、職員の避難誘導の教育や入館者に対する避難説明、避難誘導看板の設置などを行いたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、武井議員の一般質問の2点目、防災ラジオについてお答えをいたします。

防災ラジオにつきましては、平成19年度に希望者を募り、1台6,000円ほどで2,100台購入し、申込者に対し1台1,000円で有償配付したところでございます。その後におきましても、市民の方から購入の問い合わせをいただくこともありましたが、完売の御説明を申し上げ、御理解をお願いしていたところでございます。

防災ラジオは、特に台風や豪雨時などの非常時に必要性が高いものと理解しておりますが、再度市が購入する場合、最低でも500台の購入が必要で、しかも単価が8,000円程度と割高になります。こうしたことや、果たしてどれほど申し込みがいただけるかなどについて、今後十分検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に御質問の3点目、自主防災組織の再構築が必要ではないかについてお答えをいたします。

現在、自主防災組織は、市内67ある自治会のうち、63の自治会で組織化がされております。組織率は96.8%になっております。それぞれの地域におきまして、地元消防団や消防署と一体になって、防災訓練などの活動に取り組んでいただいているところでございます。昨年度におきましては、市の防災訓練に参加いただきました大矢田、藍見の14地区を除くそのほかの21地区で自主防災訓練を実施していただいたほか、昨年度から今年度に向け、40地区で美濃消防署による住宅用火災報知機の設置に関する講習会も実施いただいております。

市では当初、1自治会一つを目標といたしまして、全自治会に対し自主防災組織の立ち上げをお願いした経緯もありますが、議員御指摘のとおり、自主防災組織が地域の安全確保により一層効果的に機能するためには、組織の細分化が図られ、生活に密着した単位での自主防災組織となることが理想であると考えておりまして、自治会での班編成など、今後市といたしましても、自治会や自主防災組織、地元消防団の皆さんへも積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお

願ひ申し上げます。

次に御質問の4点目、過疎地域の救急救命対策についてお答えをいたします。

一般的に、人の脳は心肺停止後約4分ほどでダメージを受け始め、119番通報から救急車が到着するまでの間の的確な心肺蘇生と早期の除細動が救命にとって最も重要であると言われております。このため、市といたしましても万が一の場合に備え、できるだけ多くの市民の皆さんに心肺蘇生法やAED使用の知識を習得していただけるよう、市の防災訓練を初め、さまざまな機会をとらえながら救急法訓練の実施に努めているところでございます。最近では、各地区の自主防災訓練の場におきましても積極的に取り組んでいただけるようになってまいりましたが、まだまだ十分なものとは言えず、特に救急車の到着に時間を要す地域での訓練実施が大切であると考えております。

今後、市といたしましても、心肺蘇生法の普及拡大を図るため、広報等を通じ啓発に努め、「命をつなげる会中濃」や美濃消防署の協力を得ながら、地域における救急法訓練の実施に積極的に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 武井議員の一般質問の5点目、災害時要援護者対策についてお答えいたします。

災害時要援護者対策につきましては、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の収集や避難所における支援などの構築が重要と考えます。特に支援対策の基本となります災害時要援護者情報の収集につきましては、これまで65歳以上のひとり暮らしの高齢者や75歳以上の高齢者のみの世帯を実態調査する中で、台帳整備を進めてまいりました。

昨年の美濃市地域防災計画の見直しにあわせまして、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインをもとに、美濃市災害時要援護者避難支援制度実施要綱を定め、新たに災害時要援護者台帳の整備を行ったところであります。対象者は高齢者のほかに在宅の要介護度3以上の方、内部障がいを除く重度障がいの方とし、自立歩行の状態、治療中の病気やかかりつけの医療機関名、緊急時に御近所で避難を助けてくれる地域支援者や担当民生委員の名前など、従来に比べ、より充実した情報となっております。

昨年8月1日を基準日に、連日の猛暑の中を民生委員の皆さんに実態調査による台帳整備をお願いしまして、最終的に対象者の89.9%に当たる1,040名の方に同意をいただき、登録が完了いたしました。災害時における避難支援体制の整備を進めていくためには、要援護者や家族の自助と御近所、地域の共助を基本とした平常時からの要援護者情報の収集と共有化が不可欠であると考えます。こうした観点から、今回整備しました災害時要援護者台帳の副本を、個人情報保護に十分配慮した協定を結んだ上で全自治会と情報の共有化を進め、これまでに67自治会中44自治会に情報提供が完了しております。

今後も災害時に備え、毎年実態調査による最新情報の共有化や、自治会、自主防災組織や地域支援者等による情報伝達、避難誘導、安否確認などの連携を進め、みずからの地域はみずか

ら守るといふ地域防災力の向上を図ることで、災害時要援護者の皆さんが安心・安全に暮らし続けることができる体制づくりを推進してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 5点にわたり答弁をいただきましたんですが、美濃北中の地震に対する安全策の取り組み、生徒指導については再質問をさせていただきます。

私はかねがね、この美濃北中学校の耐震診断については非常に心配をしております。耐震診断をしてから5年間、一向にそういった解決の方法も進まない中、どうしても学校再編成、あるいは存続かという大きな問題があることは十分承知しておりますが、この生命を第1にという物の考え方而言えば、やっぱり当初のお考えのように、今年度末にどうしても結論を出してもらわなければならないと私は思うのであります。このことに対して、今年度末までに結論を出してもらおうような方向でできないかどうかをお尋ねいたします。

また、耐震補強についてでございますが、7年間で22件という、また補強は3件という大変低い診断、あるいは補強という数字をお聞かせいただきました。本当に真剣にこういった地震対策というのは、担当課においてこういったことの重要性をもっと認識してもらうために、積極的な啓蒙活動を今後されることを要望しておきます。

また、防災ラジオについてでございますが、先般に質問したときも、500台以上なければ再度購入していただくことはなかなか難しいという話でございましたが、今回においても十分検討するというような答弁でございました。この数値のラインを超さなければ購入ができないのではないかと心配するわけでございますが、生命を守るためには、本当に情報をキャッチするということが非常に大事な面を考えると、こういった数少ないときについても、十分考慮しながら、そういった前向きな防災ラジオ設置に向けての取り組みを要望しておきます。

今井家住宅の耐震補強については了解、それから自主防災組織の再構築は必要か、これについても了解し、それから過疎地域の救急救命対策というのも了解いたしました。それから災害時の要援護者対策について、本当に夏の暑い中、民生委員の方々の大変な御努力で台帳ができ上がったということで、これに対しては心から感謝申し上げます、本当に御苦勞であったことで、心からお仕事に対して敬意をあらわします。本当に御苦勞さんでした。この場をかりてお礼申し上げます。

以上、再質問の方、よろしく願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の再質問、生徒の安全確保のためには、学校再編成か存続かを一日も早く決める必要があるのではないか。そのために、今年度末までに結論を出してもらうことはできないのかという再質問に対してお答え申し上げます。

市長の決断を得るためには、教育委員会としましては、当初は（仮称）美濃北中学校の今後

を考える会で、今年度末までに再編成か存続かの大まかな結論を出していただく方向で進めてまいりました。現在はその会で御検討をいただいている状況でございますが、会議に出席された委員からは、地域にとっては大事なことを決めることなのだから、多くの方々に認識してもらい必要があるのではないか、結論を急がないでほしいとの意見が多くございました。したがって、教育委員会としましては、校区の皆さんの考えをまとめていただくためには十分な時間が必要と判断し、あえて時間を設けないに訂正させていただく経緯がございます。また、その会で行われた結果につきましては、市としての最終判断を行う意見として、十分尊重してまいりたいと考えております。そして、決められた方向へ早くできるように努力してまいりたいとも考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 今、御答弁をいただきましたんですが、本当にいつ来るかもわからないというような形の中での授業、危険な箇所を受けてみえる、そういったことを思うときに、こういった危険な状況の中での授業ということについても、在校生の保護者、または地域の方々に十分認識していただけるよう、また危機感を持ってみえるよう、会合のあるたびにそういったことも訴えながら、再編成あるいは存続ともに、生命を守るという観点からも、一日も早く回避できることをここに要望しながら、質問を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問2点を行います。

1点目は、少子化や定住対策の一環として、若者夫婦に民間アパートの家賃補助ができないのか、質問をいたします。

市長は、事あるごとに「住みたいまち、訪れたいまち」と言われますが、基本は定住人口をふやすこととあります。美濃市は自然環境に恵まれ、平穏で犯罪もなく、人情味あるまちであり、あとは住みたいと思えるような施策をいかに行政がつくっていくのかとあります。若者に住んでもらうためには、若者にとって魅力あるまちづくりや、子育てしやすい環境をどうつくるのかなのであります。市はこれまで、人口対策や少子化対策として、区画整理事業や子供の医療費を中学校卒業まで入院・通院の無料化、保育料の軽減措置などの方策を進めてきましたが、残念ながら人口は減少続きであります。

平成20年度の決算でも、戸籍関係状況では出生が253人、死亡が339人と死亡が86人多くなっており、10年前の人口は2万5,720人であったものが、今年8月末には2万3,112人と2,608人減っております。私は定住人口や少子化対策の一つの方策として、民間アパートの家賃補助ができないかと思います。

現在、市営住宅の建設は凍結されておまして、そのために、比較的新しい市営住宅の募集では多くの方が申し込まれるようであります。しかし、抽せんで当たる方は一部であるため、多くの方は高い民間のアパートか、それとも親元で暮らさなければなりません。

市内の民間のアパートの家賃はおおよそ6万円前後と聞き及んでおりますが、若者夫婦に

とっては高額であり、入居をためらう方々もあります。市営住宅の中で現在一番高い家賃の特定公共賃貸住宅も最近家賃が引き下げられ、5万1,000円が4万4,000円になり、所得も月20万から15万8,000円に緩和されたようです。本来ならば、若者のニーズにこたえられるような低廉な市営住宅を建設することが一番いいのでありますが、財政が厳しい今日、難しい面もありますので、せめて若者夫婦が民間のアパートを借りられた場合、一定の家賃補助を行ってもいいのではないかと思います。そうすれば、若者が美濃市に移り住み、市にも活気ができ、ひいては少子化対策にもなり、人口増につながるかと思いますが、市長はこの点いかが考えておられるのか、質問をいたします。

次に2点目であります。嘱託職員の待遇改善について質問いたします。

小泉構造改革により貧富の差が拡大し、生活困窮者が年々増加し、雇用環境も大きく変わり、かつての終身雇用から非正規の労働者を雇う企業がふえており、不安定な雇用が続いております。今日のような不況の時期には、真っ先に解雇されるのが非正規の労働者で、全国的に約200万人もの人々が働く場を失われております。住宅ローンなどを抱えておられれば返済もできなくなり、家を売り払い、出ていかなければなりません。そうしたことから、自殺者も年間3万人となり、中でも30代、40代の自殺者が多くなっております。

一方、地方自治体も、三位一体改革のもと地方交付税などの削減により厳しい財政運営を余儀なくされており、市も平成まちづくり改革委員会を立ち上げ、徹底した経費の節減など行政改革を断行しております。そのもとで職員定数の削減も行われ、平成21年4月1日現在315人となっており、10年前と比較すると9人削減をされております。私は、職員は必要な部署には当然配置し、市民サービスの低下を来さないようにしなければならないと思っております。

一方、嘱託職員は現在55人となっておりますが、嘱託職員は常勤の職員と同じ仕事をしながら、待遇の面で劣っているのが現状であります。

現在は退職をされましたが、私の知っている嘱託職員さんは、保育士の免許を持っておられ、民生部に配属されました。そしてその中で、親さんから受けられた困難な問題にも積極的に取り組み、市民の皆さんの信頼を集められておりました。しかし、今では退職をされております。ですから、嘱託職員の皆さん方も、与えられた仕事を一生懸命やろうと多くの皆さんは頑張っておられます。そこで、嘱託職員の待遇の改善について、以下質問をいたします。

まず第1は、嘱託職員数は10年前と現在の比較はどうなっているのか。2番目は、時間給はどのくらいなのか。3番目は、通勤手当は支給されているのか。以上、答弁をよろしくお願ひし、私の質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、少子化や定住対策の一環として、若者夫婦に民間アパートの家賃補助ができないかについてお答えをいたします。

現在、美濃市では、人口対策の一環として土地区画整理事業を市内で実施しております。

平成20年度の建築住宅は118棟で、新築住宅は78棟であります。共同住宅、いわゆるアパートは8棟であります。美濃インター前につきまは、平成19年度に保留地販売を開始し、市外からの保留地購入者は33筆中6筆で、新しく市内に住宅を建築される方は現在3件であります。

また、美濃西部土地区画整理事業は平成21年3月に解散しましたが、保留地販売を平成15年度から開始し、平成20年度11月で完売をいたしました。美濃西部では市外からの保留地購入者は50筆中20筆で、新しく住宅を建築された方は15件で、53名が転入されました。

このように、土地区画整理事業により、定住人口の増加とともに商業の活性化や税収増による財源確保を図っているところであります。

また、平成2年から施行しております美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例に規定する奨励金制度を活用した民間賃貸住宅は、都市整備課の調査では平成16年度から平成19年度まではございませんでしたが、平成20年度以降には建設は8棟55戸となっています。民間賃貸住宅は、以前は家賃が平均7万円から7万5,000円ぐらいでありましたが、現在は6万円を切って5万円台であります。

他市の状況を調査いたしまして、こうした民間アパートに対する家賃補助をしているのかどうか調べました。県内では民間アパートの家賃補助をしている市はありません。県外では、実質家賃負担額が5万円を超える世帯が対象など、厳しい財政状況の中で行政改革を進めているため、休止をしている市もたくさんあります。また、中心市街地以外の区域から中心市街地内にある民間賃貸住宅に転居または転入した夫婦世帯が対象でありました。

議員御指摘の若者夫婦に民間アパートの家賃補助ができないかということですが、持ち家に住む若者世帯や一般の住宅入居者との関係や、所得の多い民間賃貸住宅入居者など、本市の厳しい財政状況及び困難な問題や課題が数多くあるものと思っております。人口対策の一環として、美濃市賃貸共同住宅等建築奨励条例に規定する奨励金制度を活用していただき、民間による良質で低廉な民間住宅の供給を進め、さらに優良宅地供給のため土地区画整理事業の推進してまいりたいと、このように思っております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） 塚田議員の一般質問の2点目、嘱託職員の待遇改善をの3つの質問についてお答えします。

まず一つ目の、嘱託職員は10年前と比較してどうなっているかとの御質問についてですが、美濃病院を除く嘱託職員数は平成11年4月1日現在で53名、平成21年4月1日現在では55名で、10年前と比較いたしますと2名の増員となっております。

なお、市の職員は平成11年4月現在では324名で、うち美濃病院の医療職である医師、医療技術者、看護師が69名、清掃センターや学校給食センター等の技能労務職が42名、これらを除く本庁、出張所、教育委員会等の一般職員が213名でありました。

平成21年4月現在では315名で、うち美濃病院の医療職である医師、医療技術者、看護師

が104名、清掃センターや学校給食センター等の技能労務職が24名、これらを除く本庁、出張所、教育委員会等の一般職員が187名であります。

さて、嘱託職員は人数的には大きな変化はありませんが、業務内容はその時点の施策を反映し、大きく変わっており、その内容を見てもみますと、平成11年4月では一般事務職員が11名、社会福祉会館のホームヘルパーが10名、小・中学校校務員が4名等でありましたが、平成21年4月では一般事務職員が14名、各小・中学校の少人数指導非常勤職員が12名、図書事務職員が8名などとなっております。

次に、二つ目の時間給はどのくらいかとの御質問についてであります。平成21年4月1日現在の嘱託職員数55名の平均時間給は1,387円であります。なお、時間給を改定する場合は、一般職の人事院勧告の改定率等を用いて改定をいたしております。

次に、三つ目の通勤手当は支給されるのかとの御質問についてであります。当市の場合、現在支給しておりません。県下21市の支給状況は、3分の1に当たります7市で支給がなされていますが、まだまだ少ない状況であり、市の財政からも今後の課題として検討をしてみたいと考えております。

以上をもって答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望をいたします。

まず、第1点目の若者夫婦への民間アパートの家賃補助については再質問を行います。

答弁で市長は、持ち家に住む方や一般住宅の入居者とのバランスの問題を言われました。考えてみますと、持ち家がある方は住環境に恵まれている方というようなことも言えるのではないかと思います。そして、一般入居者との関係は、これからは若者が多くこの美濃市に住んでいただきたいという市の政策として打ち出せば、そんなに不平や不満を言われる方はないと思います。他市であまり実施はしておりませんが、しているところもありますので、そういうところをどういうふうに他市はクリアしているのか、そこら辺もぜひ今後の課題として市の方で調べてほしいと思います。今、若者夫婦は、今日の経済状況の中、本当に苦しい生活をしていると思います。私の知り合いでアパートを経営されてみえる方があり、その方に伺ったわけですが、家賃を以前と比べて下げても、なかなか若者が入ってこない。それだけ生活が苦しいんだということを言っておられました。そして今、美濃市には多くの民間アパートがありますが、その中で新しく建てられた民間アパートでも、今空き家になっているところがあるということをおっしゃってみえました。ということは、アパートがあってもなかなか入れない、それだけの力がないということがあるんです。ですから私は、せめて美濃市の一つの施策として、若者には補助をしてでもアパートに入ってもらい、将来的には美濃市に定住してもらえようような施策を今後つくっていくということは、大変大事であるというふうに思っておりますし、またアパートを経営している方にも、そういった補助があれば若者が入ってくるというふうになれば、経営者の人もいい施策であるというふう

に私は思いますが、人口対策、あるいは少子化対策の一つの方策として、再度、市長、こういうことがぜひできないか、私は再質問をいたします。

2点目の嘱託職員の待遇の改善については、要望を申し上げておきます。

今世間では、正規労働者と非正規の派遣労働者との賃金や待遇の格差、これが大きな問題になっております。常勤雇用が当たり前の社会にしていくことが今求められていると私は思います。市の嘱託職員は、常勤職員と、先ほど言いましたような、同じような仕事をしながら賃金や待遇の面で差があることも、根本的には今後見直していかなければならない問題であると思います。仕事の面においても、専門的な知識を持っておられる方は、市民により高いサービスを提供しようと頑張っておられます。答弁では通勤手当について検討するということではありますが、ぜひ実施する方向でお願いをいたします。

また、今後も嘱託職員の待遇改善に対して、常勤職員に近づける努力を職場としても行ってほしいと、このように要望して私の質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問、少子化や定住対策の一環として、若者夫婦に民間アパートの家賃補助ができないかについての再質問にお答えをしたいと思います。

私は人口増対策として、もちろん区画整理その他取り組んできたわけではありますが、まずは住む状況をよくするという心を心がけてきたつもりであります。したがって、前回古田議員の質問もございましたけれども、トタントイレのようなところに人が来るのかということになれば、当然公共下水道というのをやらなきゃいけない。

また、せっかく就職したんだけど、非常にいい意味で、例えば学校について言えば複式授業である、そういうところでは子供は置けない。だから、岐阜市に子供を置いて美濃市に勤めると、こういうようなこともたくさんございまして、やっぱり快適な、あるいはそれだけではなくて教育環境をよくすると。あるいは、住んでみたら病院に通えないということではいけないので、美濃病院を建築するとか、こういったさまざまな住宅の条件を整えるということが、きょうまでの方向だと思います。そういう意味でいくと、市営住宅についても所得制限がありますから、なかなか難しいところがございます。持ち家に住む若者世帯や一般住宅の入居者との関係を先ほど申し上げたように、こういった均衡を欠くというようなことについては、なかなか民間アパートに入る方々すべてに支援していくということは難しいと私は思っております。また、民間住宅、共同住宅につきましては、若者の皆さんは仮住まい的な考えがありまして、必ずしもお金を入れたから、ずっと将来定住していただけるということになると難しい問題がありまして、お金を積むと自分のマイホームをつくると、そのときに美濃市に住んでもらえるかどうかということになると、やっぱり安価な土地ということで区画整理が重要というようなことになってくるわけでありまして、私は賃貸住宅に家賃補助をするということについても、一つの方法とは考えておりますけれども、まず住む条件を整えていくことや、あるいはこういった安価な、そして新しい共同住宅ができてくるということが大事なことかなあというふうに思っている次第です。例えば市営住宅の方も、応募

があるのは特定公共優良住宅といった新しい住宅に限定をされておりまして、古い安い住宅には入ろうという若い人はおりません。そういうことから考えていくと、まずはこの奨励金制度を活用してアパートをたくさんつくっていただくように、いい住宅をつくらせていただくようにしていくことを進めていきたいと、このように思いまして、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

[15番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 意見だけ申し上げておきます。

今市長が言われたことは当然否定しません。すべていいことです。やらなければならないことです。しかし、その上に立って、若者に、苦しいときに民間アパートにも住めないような方に補助をして、できるだけ若者に美濃市に住んでもらうということは、その人が定住するかということはまだ定かではありませんが、私は一つの有効な手段かと思いますが、市長の話では、もしやるにしても優先順位は低くなるという印象を受けたんですが、それも一つの方法として、今後頭の隅にでも置いてほしいと。今市長の言われたことを否定するわけはありませんので、それはそれとして大いに取り組んでほしいと、このように思います。終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） 私は一般質問2点を行います。

1点目は、さきに行われました衆議院議員選挙の結果、政府・与党であります自民党が、連立相手の公明党と組んでも過半数を大きく下回りました。これは国民が下した結果ではありますが、いかに国民が納得していなかったかがわかる数字であると思います。

政府・与党はこの4年間、国民に信を問うことなく、総理大臣を何人もかえ、また任期途中でやめてしまうという失態を犯し、全く無責任と言わざるを得ません。自分たちだけで世の中を回しているように見えてなりませんでした。

この4年間に国民の暮らしは大きく変わり、努力をしてもなかなか上にはい上がりにくい社会になってきました。そこで、市長は今回のこの選挙の結果をどう思われるか、お伺いしたいと思います。

質問の2点目は、街路灯をより消費電力の少ないLEDの街路灯にかえてはどうかという質問でございます。

LED照明は、既存の照明灯に使われている蛍光灯に比べ、電気料金、消費電力が40%、CO₂の排出量が60%であり、寿命は5倍という調査結果があります。LEDの街路灯の新設費用は、蛍光灯に比べ2倍かかると言われていますが、将来の環境保全等につながる取り組みを今からしていくのが私たちの使命だと思います。

そこで、こういったことを踏まえて、建てかえや新設するところから順次切りかえていくかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 鈴木議員の質問の1点目、今回の衆議院選挙の結果を市長はどう思われるかについての御質問にお答えしたいと思います。

既に午前中においても、ほかの議員さんにもお答えしたところでございますが、8月30日の衆議院議員総選挙の結果につきましては、議員の御指摘のとおりであります。この結果に対しましては、本定例会の開会のごあいさつで申し上げましたように、その要因は国民の自公連立政権に対する批判と政権交代に対する期待によるものと思っております。また、国民は生活重視、官僚支配や公費の無駄遣い、政策に対する説明責任や透明性も求めていると思っております。

9月9日には民主党、社民党、国民新党の連立政権の合意がなされ、昨日には特別国会が召集されており、まさしく新政権がスタートしたところでございます。今後は、国の施策につきましては、マニフェストによれば大きく変わるものと思われませんが、新政権の動向を見きわめつつ、市政運営に当たってはこうした民意を謙虚に受けとめ、市民に対し十分説明責任を果たし、安心・安全で希望の持てる市民のため、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） 鈴木議員の一般質問の2点目、市が管理している街路灯を順次LED（発光ダイオード）にかえる考えはないかについてお答えします。

発光ダイオードの道路照明灯は、既存の道路照明灯にあります水銀灯やナトリウム灯に比べ消費電力が小さく、寿命が長い特性があり、環境に優しい次世代の道路照明灯として開発に取り組む企業がふえてきました。しかしながら、JIS規格が定められていないなど、活用に当たり製品の信頼性・有効性の把握が課題となっております。また、コスト面でも、比較いたしますと、既存の道路照明灯に比べLED道路照明灯は2倍以上となっております。具体的に申し上げますと、現在の水銀灯の道路照明灯1基の新設の設置費用は概算で37万円程度ですが、LEDにしますと76万円程度になります。また、現在市が管理しております道路照明灯は269基となっており、これをLEDの道路照明灯にかえるとなれば、膨大な予算が必要となります。

環境に優しく、良質で低コストの公共サービスの提供を行うことはもちろん必要ではありますが、LED道路照明灯につきましては、製品の信頼性、改修コスト、設置コスト、あるいは環境のことも考慮して、今後の課題として検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は発言通告に基づき、4点を質問いたします。

初めに教育現場での禁煙について、教育長に質問させていただきます。

今回私がこの質問を思い立ちましたのは、子供が行く中学での部活の校外練習時に、コーチの方が練習施設の中で喫煙しているのを見た母親の方から、こういったことが認められているかという質問を受けたためであります。

ここ数十年、喫煙をめぐる論議は、受動喫煙を含め、好ましくないことから、禁煙が世界的な流れとなります。日本学術会議が昨年3月に発表した要望「脱たばこ社会の実現に向けて」では、喫煙による害について次のように上げられております。健康障害では、がん発生率の上昇に見られるように循環器、呼吸器、歯科・口腔内疾患が顕著であること。イギリスの調査では、喫煙者の平均寿命は非喫煙者より10年短くなっていることが知られ、世界保健機関によれば死亡者の10人に1人、世界では500万人、日本でも毎年11万人が亡くなっていると言われております。火災について、日本での主な火災原因の上位にいつもたばこがあり、平成18年度に死者の発生した建物火災の出火原因ではたばこが1位となっております。環境汚染でも、海岸漂着ごみの1位を占めるなど問題となり、製造過程にもCO₂排出が大量であり、地球温暖化、砂漠化に加担しているとの報告もあるとしております。

これらの害から引き起こされる経済的損失は、日本1国を見ても男性喫煙率が45.9%であった2001年には7兆3,000億円、同じく39.9%へと喫煙率が6%減少した2006年には4兆9,000億円と試算されております。

そこで、この学術会議の要望の中の提言4では、未成年者喫煙防止法を遵守し、次世代の国民を守るために、監督者としての学校の責任についても法令を整備し、学習指導要領に基づく喫煙防止教育を徹底させることとして、学校敷地内禁煙に伴い未成年者の喫煙率が激減していることもあり、教師の喫煙率の提言を含めた喫煙防止教育の一層の推進を学校現場に求めるべきとしております。

そこで、学校での禁煙教育は年間何時間が充てられているか。当市の学校敷地内全面禁煙はいつからか。外部からの訪問者にもしっかりと守られているか。敷地内禁煙を示す看板等による周知は十分か。校外での部活動時はどのような扱いか。学校敷地に準じる措置はあるか。校外活動の関係者の方々の指導時の喫煙に対してはどうか。以上を教育長にお尋ねいたします。

2点目に、市の情報発信について見直す余地はあるのか、総務部長と教育長、総務部参事兼総合政策課長にお尋ねします。

同報無線は火事の発生は知らせるが、鎮火については全部について知らせていないのではないかという市民の方の声を聞きました。鎮火の広報は聞いたことがあるのですが、私も発生した火事の都度、鎮火を報道してはいないのかと思っておりました。この間の事情をお聞かせいただきたい。

また、年に何度かテストのための広報がありますが、繰り返しが多く、もっと少ない回数でできないか、お尋ねをいたします。以上、総務部長にお尋ねします。

防災・学校情報メールには、毎月のプリント（お知らせ）で案内があった内容を毎週定期メールで送っておりますが、プリントのみの必要最小限にしないと緊張感がなくなり、屋上屋を重ねることにならないか。教育的配慮とは、先回りして何度も繰り返すことではなく、一度の機会を大切に伝えることができる子供をつくることではないかと考えるからであります。プリントとメールの内容が重複することについて、教育長にお尋ねします。

「広報みの」の発行について、毎月2回の編集は本当に御苦労さまだと思います。つくるといふことに十分だと感じられることはありません。どれだけ見直しをしても、文章に、レイアウトに、欲を言えば切りがないと思います。情報を発信する側は、常にもっとスペースや回数に余裕が欲しいと思われることと思います。しかし、広報は情報を必要とする市民の方に過不足なく情報が届くことが大切であり、大量に届けばどうしても読み落とすこともふえてきます。月2回の根拠とページ数の根拠を示していただきたいと思います。

また、美濃市ホームページについては、昨年度のホームページの閲覧は12万2,000件があり、まだまだ今後増加していくと考えます。今はどこへ行くにもインターネットで行き先の情報を仕入れてから出発するのが普通となっていて、観光産業の振興を図る美濃市としては、今後力を入れなくてはならない分野だと思います。そこで、ホームページの更新について時期、内容の選定、削除の決定はどのようになされているか。また、もっと大きく見やすい、例えば丸ゴシック文字の字体を使うなど、内容の充実とあわせて利用しやすいホームページを目指していただきたいと思います。現状は文字が小さ過ぎること、行間や文字間隔がともに狭くて読みにくいこと、アンダーラインが文字にくっついていることなども改善できないか、総務部参事兼総合政策課長にお尋ねします。

3点目の質問に移ります。

民主党はマニフェストで国直轄事業の県負担金制度の廃止をうたっていますが、県事業の美濃市負担分はこれまでどれくらいあるか。今まで事業説明がなく、負担を求める例はなかったかについて、市長に質問します。

ことし2月から3月にかけて、全国知事会は直轄事業負担金制度の見直しを始め、イ、国が一方的に事業計画を決定するので、その地域の必要性に合致した事業がなされているか疑問である。ロ、負担割合に関して、国と地方公共団体で協議することができない。ハ、国に指定された金額を地方側が一方的に支払わなければならない。ニ、国の直轄事業であるのに、地方の負担割合が高過ぎる。ホ、直轄事業の維持管理費用の一部が地方自治体負担となっている。これらのことを理由に、制度の原則廃止を求めることとしました。

直轄事業負担金制度は、事業による受益の割合を地元負担させるという考えに基づいているようです。国のものなら国が全額、県のものなら県が全額支払うことが当たり前だと思いますが、力のある者が弱い者を従わせる典型の制度ではないかと思えます。

大阪府知事は一部を払わないと言っておりますが、それが可能なら、市の場合も負担軽減

を図ることができるのではないかと考えるものです。

そこで、同じような構図で当市も県事業への負担があると思いますが、これまでどんな事業にどれぐらいの金額、件数、負担割合であるのか。事前協議の有無や事業決定に市も加われるのか、県事業の完成後、維持管理費用の地元負担ということもあるのか。こういった負担はあってよいものとするのか。負担をすることの根拠は何かをお尋ねしたいと思います。

最後に、長良川河口堰のゲートを仔アユの降下時期に合わせ開放するよう国に要求できないかについてであります。

政権政党となった民主党は、長良川河口堰について、ゲートを開放し続けることは考えないが、天然アユの遡上、降下時期にゲートを開放することには賛成しております。これを受けて、大きな予算を伴わずに可能な、河口堰を仔アユの降下時期に開放することを流域自治体として国に要求してはどうかということで、市長に質問します。

長良川河口堰は、ホームページの事業年表によれば、昭和35年に予備調査が開始され、賛否が問われる中で昭和63年着工、平成7年本格運用となりました。さまざまな曲折はありましたが、私にとっては自民党政治55年体制の象徴的施設の一つとしてあるように思います。長良川全流域の漁業、自然環境、生態系を壊したことや、防災面をとっても、河口堰建設の目的は治水・利水の理由づけが二転三転していて、建設のための言いわけにほかなりませんでした。

民主党政権となり、これまでの経緯に気兼ねをすることなく、「過ちては改むるにはばかることなかれ」の精神で、ゲートを一時的にでも上げることを国に求めることはできないでしょうか。折しも、来年には第30回豊かな海づくり大会が、海のない県として初めて開催されます。山林・河川と海を断絶した河口堰、ヘドロのたまる河口堰を清流で洗い流し、開催へつなげることは、流域の市民、アユ漁を楽しむ愛好家はもとより、圧倒的な国民、世界から歓迎されるものと思います。

長良川の中流、美濃市から河口堰の開放を求める声を上げていただくことを期待しまして、一般質問といたします。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の一般質問1、教育現場での禁煙についてお答えいたします。

平成14年8月2日健康増進法が施行され、学校や病院の管理者はその施設を利用する者の受動喫煙防止に努めなければならないことが定められました。これを受けて、美濃市では平成15年に、市内の小・中学校を敷地内全面禁煙とし、各学校に「敷地内禁煙」の看板を設置しました。

当時、禁煙に関する話題が頻繁にマスコミで取り上げられたことや、体育館入り口などの見やすい位置に看板を設置したこともあって、社会体育で学校を訪れる市民や学校に出入りする業者の方々にも、敷地内禁煙が意識されるようになりました。校門の外に設置した吸い殻入れが土・日の2日間でいっぱいになるときもあり、市民の皆さんの協力に感謝をしているところであります。

並議員が御指摘の校外練習時の社会人コーチの喫煙については、それが練習をしている生徒の近くでの喫煙であれば、絶対認めることのできない行動であると考えます。市の体育施設も原則的には喫煙を認めていません。しかし、施設の規模も大きく、施設内での活動時間が長い場合があるため、施設によっては他の利用者の迷惑にならない場所を指定して喫煙を認めています。喫煙場所の指定についても、多くの市民の皆さんに理解をされ、近年ではマナーが守れない方を見かけることは少なくなりました。

市内では、すべての小・中学校で禁煙教育が行われています。小学校6年生と中学校3年生でそれぞれ1時間が禁煙教育に当てられています。こうした教育の継続も、市民のマナー向上によい影響を与えていると思われまます。

今後は、残念ながらマナーを守ることのできないごく一部の方にも、禁煙や指定場所での喫煙に御協力をいただけるよう、各種の機会を通して働きかけをし、継続していきたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願いをして答弁とさせていただきます。

並議員の一般質問の2、市の情報発信の方法を見直す余地はあるのかの2、防犯・学校情報メールについてお答えをいたします。

学校が保護者あてに配付したプリントと同じ内容がメールで届くことには無駄があるという御指摘については、安心メールは保護者以外の受信者も多いため、学校から配付したプリント類と重なりがあっても、より多くの方に情報を伝えるために発信していることが原因と考えられます。情報が、保護者に対してもプリントやメールなど多様な伝達方法を用いて、確実に情報を伝えることが必要であると考えます。

次に、同じ内容を何度も送信することで安心メールに対する注目度が低下し、大切な情報を送ったときにも内容を確認されなくなることが心配であるという御指摘についてお答えします。

各学校が同じ内容を繰り返し送信していることはないと感じていますが、それがあるとすれば、それだけ重要なものであると思われまます。一度のメール送信ではすべての人に確実に情報が伝わるとは思えまません。そのため、繰り返して情報が届くことが必要であると考えまます。

以上の点を御理解いただき、御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） 並議員の一般質問の2点目、市の情報発信の方法を見直す余地はあるかの一つ目の同報無線についてお答えいたします。

火災情報に関する同報無線の運用は、美濃消防署により行われております。火災発生時には、昼夜を問わず、直ちに同報無線により出火場所、火災の種類などのお知らせが市内全域に放送されております。鎮火のお知らせにつきましては、午前6時以降午後10時までの間は放送されますが、これ以外の深夜から早朝にかけては放送されておきません。鎮火についても知らせるべきとの市民の方の声もあるかもしれまませんが、大半の方が就寝されている時間帯での鎮火の放送は、大規模な火災など例外を除き、市といたしましても控えるべきも

のと思っております。

また、テスト放送につきましては、年に2回、3日間をかけて実施しております、市内82ヵ所の放送施設の定期点検の際に流れるものでありますが、屋外放送施設からの放送は流れないように制御できるものの、防災ラジオに関しましては、電波の関係上、テスト放送をとめることができない状況にあります。防災ラジオをお持ちの皆さんには大変御迷惑をおかけしているところでありますが、テスト放送実施の際には、時間帯の配慮や回数を極力控える工夫など、今後も点検委託業者と十分協議してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 総務部参事兼総合政策課長 梅村健君。

○総務部参事兼総合政策課長（梅村 健君） 並議員の一般質問の2点目、市の情報発信の方法を見直す余地はあるのかの三つ目、「広報みの」、美濃市ホームページについてお答えいたします。

市の情報発信につきましては、さまざまな方法があり、「広報みの」、ホームページの役割は大変大きなものがございます。

「広報みの」につきましては、行政情報、暮らしの情報、イベントや講座、市民活動の紹介など身近な情報を掲載し、毎月1日と15日に月2回発行し、自治会を通じて各家庭に配布させていただいております。

また、ページ数につきましては、印刷経費の効率から原則1日号は16ページ、15日号は1日号を補完する意味で8ページを基本に編集しております。以前、月1回の発行の時期がございましたが、この当時は「広報みの」の発行にあわせ、さまざまなチラシや回覧文書など、自治会の皆さんには配布につきまして大変御苦勞をおかけしておりました。

そこで、連合自治会と協議をさせていただき、「広報みの」につきまして、「お知らせ情報」は新たに15日号を発行することで、タイムリーな情報を紹介できるとともに、情報を集約することで、チラシなど配布種類をできるだけ減らす目的で、平成10年5月から原則月2回の発行をすることといたしまして、自治会の皆さんの御協力によりまして、各家庭に配布させていただいております。

こうした中、「広報みの」の月2回の発行につきまして、連合自治会からは、情報発信の内容を精査し、月1回に集約できないかと要望をいただくようになり、第2次集中改革プランでは今年度検討し、方向を出すことになっております。そこで、「広報みの」の発行回数につきまして、市民の皆さんからも御意見を伺う必要があるため、アンケート調査を実施するなど市民ニーズを把握し、連合自治会と協議させていただきたいと考えております。

次にホームページにつきましては、美濃市の行政情報、観光・イベント情報、暮らしの情報など、内外に発信する最も有効な情報発信手段でございます。市では、平成19年に情報が発信しやすい、また見やすくなるよう、ホームページをそれぞれの担当部署が随時内容の選定、更新などができるシステムを導入し、総合政策課が総括的な管理を行いながら現在運用しております。

議員御提案の文字等につきましては、ホームページを見るパソコンがどの環境でも正常に見ることができるよう、JIS規格に従って文字の指定はしておりませんが、文字の大きさはパソコンの設定変更により対応できるようになっております。

ホームページにつきましては、さまざまな情報を発信することができますが、更新を怠りますといつまでも古い情報が残ることになります。なお、今議会に補正予算を計上しておりますが、桜花学園大学と連携し、ホームページにおける観光情報の見直しを図ることとしております。

今後とも庁内で連携し、新鮮で豊富な情報を常に提供できるよう、さらに工夫を凝らしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 並議員の一般質問の3点目、民主党政権により国直轄事業の県負担金制度の廃止をうたっているが、県事業の市負担分はこれまでどれくらいあるのか。今まで事業説明がなく負担を求められる例はなかったかについてお答えをしたいと思います。

県の行う建設事業に対する市の負担金については、県条例により定められており、地方財政上、道路法、下水道法の規定により、県の行う建設事業の経費の一部を関係市町村に負担させることができることとなっております。

なお、維持管理費の市町村負担はございません。対象事業とその負担割合は、事業の種類によって異なりますが、道路新設改良事業が10%、舗装道新設事業が15%、橋梁の新設改良事業が5%と10%の場合があります。急傾斜地崩壊対策事業が5から20%、街路事業が9%または20%という負担になっております。

市負担金については、最近3カ年間の実績を申し上げますと、平成18度は道路事業3路線で4,026万3,000円、急傾斜地崩壊対策事業で1カ所196万円、平成19年度は道路事業3路線で1,737万2,000円、急傾斜地崩壊対策事業1カ所で437万円、平成20年度は道路事業4路線で975万円、急傾斜地崩壊対策事業1カ所で65万円の負担をしております。なお、本年度につきましては、道路事業2路線で260万円を予定しております。

次に、事業説明がなく負担を求められる例はなかったかとの質問でございますが、県事業につきましては、その事業は市からの要望事業がほとんどでございます、県と協力して地元の事業説明会の開催や、地元の自治会や地権者との調整、あるいは用地交渉を行っておりまして、工事内容については十分承知をしておりますし、県から事業負担金の説明にも来ていただいております。

また、県事業の事前協議や事業決定につきましては、県が市の要望を聞いて緊急性や優先度等を考え決定するもので、市が加わることはできません。今後は、国直轄事業の県負担金制度が廃止になれば、市町村負担金制度も同様な措置がとられるよう要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、一般質問の4点目、長良川河口堰のゲートを仔アユの降下時期にあわせ開放するよ

う国に要求できないかについてお答えをいたします。

長良川河口堰は、議員御指摘のとおり、長い歳月をかけてあらゆる角度から十分検討され、平成7年度に堰の本格運用が開始をされました。

治水か環境かの選択ではなくて、治水も環境も両観点に立って建設されたという認識を私はしております。河口堰完成後、魚類の影響を監視していくため、アユ遡上状況調査が独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理事務所で毎年行われておりまして、本年2月12日から6月30日の96日間の調査では217万4,000匹の遡上が確認されております。

さて、議員御質問の長良川河口堰のゲートの開放については、現在何も私は聞き及んでおりません。今後、正式に政府としての見解が発表されれば、それを尊重しなければならないと考えております。自然の大切さや魚類の環境のことも考慮して、流域市町村や漁業関係機関と十分に連携を密にして、美濃市としての方向性を検討していきたいと存じます。御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 答弁をいただき、ありがとうございました。

それぞれの答弁へ要望等を申し上げます。

最初の学校現場での禁煙について、この間、学校での生徒・児童による喫煙事件をほとんど聞かなくなりました。物心がついてから、どんな場面でもたばこを吸う大人を間近に見続け、銀幕の中で紫煙をくゆらすスターにあこがれを持った我々の世代と比べると、喫煙の害を地域でも学校でも教えている社会は健全であり、進歩しているのだと知らされます。公衆の場には灰皿を置かない、自販機で未成年者が買えなくする、何よりも教育の一環として害を教える努力が、たばこから子供を遠ざけていると思います。

私の質問の動機となったコーチの方の運動施設内喫煙も、許されていることではないことを聞き安心いたしました。主流煙の何倍もの有毒物質を含む副流煙の受動喫煙は、非喫煙者にとっては大きな苦痛です。たばこ税が1円も入らなくても、市民の健康と経済効果には必ず差し引きプラスになることを確信し、一層の禁煙を推進していただきたいと思います。

2点目の情報発信の見直しについて、同報無線と防災・学校情報メールについては了承いたしました。

また、「広報みの」の発行回数について、アンケートを実施することは評価をしたいと思います。アンケート結果に基づく見直しなら、市民の方の納得も得られやすいと思うからであります。

市のホームページについては、市民のものであるとともに、美濃市に興味を持たれる全国の方にとって、美濃市の顔とも言える重要な情報手段です。繰り返しになりますが、JIS規格の制約があるとしても、他市のホームページに見られるようなすっきりした見やすい画面へ改良していただくことを要望いたします。

3点目、県事業への市負担金について、根拠は事業負担金割合が事業種類ごとに条例で決

まっていることであり、年度別件数、負担金額の推移は了解しました。しかし、事業決定は県のみ決定権があることから、地元事業であっても県100%の工事であることは明らかです。7月に全国知事会は、国直轄事業について、国の情報開示がなければ今年度の支払いはできないとして、維持管理費分は来年度から廃止するべきとするともに、県と市町村の関係でも同様に見直すとししました。そして8月20日には、熊本県が県事業にかかわる維持管理費や事務費分を来年度から原則廃止することを決めたのに続き、一昨日の9月15日、和歌山県は公共事業にかかわる工事費のほか、県職員の人件費や旅費も含んだ市町村負担金そのものの原則廃止を全国で初めて決めたといえます。

当県では、県の行う建設事業に対する市町村の負担金についてという条例に当たる根拠に、昭和49年から市町村負担金を払い続けてきました。今後の見通しとしては、国直轄事業の県負担金制度が廃止になれば、市町村負担金制度も見直しとなるよう要望していきたくのことですが、昨日発足した民主党政権、原口総務大臣は、記者会見で直轄負担金制度を廃止、ひもつき補助金を廃止し、一括交付金とする考えを明らかにしております。これを受けて、近隣市町村とも協議し、県が速やかに負担金制度を廃止するよう申し入れをしていただくことを要望します。

4点目、河口堰のゲートを仔アユの降下時期に合わせ開放するよう国に要求できないかについて、答弁では、治水も環境もあらゆる角度からの十分な検討の上で建設し、運用が開始されたと認識されているとのことですが、過去の認識を未来にまで持ち込む必要はないと断言します。質問の中でも触れましたが、それこそが55年体制の思考パターンであり、過去のものだと思います。国や県に物を申せば仕返しが怖いから、相手の出方をひたすら見きわめて、摩擦が生じない範囲で物を言う体質は改めなければならないと思います。

河口堰ゲートが閉鎖されて以後、葦原が消え、アオコが発生し、ヘドロが堆積し、シジミは全滅、年ごとにすべての種類の漁獲量が減り、漁協関係者も個人的にはと括弧つきながら、河口堰ゲートを上げられることを望んでおられます。過去にどんな議論がされ、どんな金が配られようと、現在の長良川流域の6割以上の住民が河口堰は開放した方がよいと考えています。

民主党政権になったことから、このような一部の利益のための政治ではなく、国民本位の政治がこれから行われていく可能性が出てきたと思います。3点目の国直轄事業の負担金についても思うことですが、国の指導を待つのではなく、ゲートを上げることが世論だと声を上げていくことで、社会は変えることができるんだということを市が率先して見せていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている認第1号から議第66号までの17案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は9月18日午前10時から、民生教育常任委員会は9月24日午前10時から、産業建設常任委員会は9月25日午前10時から

それぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月29日までの12日間休会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月29日までの12日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 本日は、これをもって散会いたします。

9月30日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時48分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年9月17日

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 並 信 行

署 名 議 員 古 田 豊

平成21年9月30日

平成21年第7回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成21年 9 月 30 日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第10号 平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第11号 平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第14 議第62号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第63号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第64号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第65号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第66号 美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例について
- 第19 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

第 1 から第19までの各事件

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	森和美君	総務部長	平林泉君
民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬壽君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	総務部参事兼 総合政策課長	梅村健君
参事兼秘書課長	古田則行君	総務課長	西部真宏君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局長 議次	井上 司
議会事務局 書記	長屋充宏		

開議の宣告

- 議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

健全化判断比率及び資金不足比率の報告

- 議長（市原鶴枝君） 市長から、お手元に配付したとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、美濃市簡易水道特別会計、美濃市農業集落排水事業特別会計、美濃市下水道特別会計、美濃市病院事業会計及び美濃市上水道事業会計の平成20年度決算に基づく資金不足比率の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

-
- 議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森 福子君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第18 議第66号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（市原鶴枝君） 日程第2、認第1号から日程第18、議第66号までの17案件を一括して議題といたします。

これら17案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

- 総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務委員会の委員会報告をさせていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月18日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第1号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

- 議長（市原鶴枝君） 次に、民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君。

○民生教育常任委員会委員長（岩原輝夫君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月24日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に認第1号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第2号 平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第3号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号 平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号 平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第9号 平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第10号 平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第64号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第65号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係

職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君。

○産業建設常任委員会委員長（児山廣茂君） おはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月25日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に認第1号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号 平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第11号 平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第63号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第66号 美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員を代表し、今定例会に提出された議案のうち、4点について反対でありますので、その理由を申し上げます。

初めに認第1号 平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算中、2款 総務費、1項 総務管理費、14目 地域づくり支援事業費についてであります。

この事業は平成20年度から始まり、各地区に350万円が割り振られ、3年間の継続事業として当初は中学校校区ごとに進められる予定でありましたが、地域にはそれぞれの伝統や文化があり、中学校校区ではまとまることも困難で、今では全地区単独で事業が行われることになっているようであります。

私が住む大矢田地区は、当初は藍見地区と一緒に話し合いが持たれ、一つの案が出ましたが、市から見直した方がよいと指摘を受け、地元の役員さんと議論した結果、白紙に戻し、大矢田、藍見とそれぞれ地区ごとに検討することになったと聞き及んでおります。このように、地元では地域づくり支援事業の目的などが十分理解されないままに進んできたと思われまます。

共産党は、平成20年度予算審議に当たり、総務常任委員会で実施に当たっては1年くらいは十分話し合う時間を確保するよう要望しましたが、受け入れられませんでした。この事業は予算先にありきの面がぬぐい切れません。大矢田、藍見は、20年度、21年度の合計予算はそれぞれ700万円であり、これから事業の検討に入ることとなります。本来は、市民の皆さんから出された要望に添って優先順位が高いものから手がけていくのが筋だと思います。よって、このような予算のつけ方に反対をするものであります。

次に議第61号 平成21年度一般会計補正予算中、歳出7款 商工費、1項 商工費、3目 観光費中、旅費39万2,000円についてであります。

この予算は、台湾から日本に観光客を誘致するため、観光庁から補助金を受けた財団法人が毎年行っている国の事業であります。ことしは全国5ヵ所の一つとして美濃の花みこしが選ばれ、担ぎ手の皆さんとともに2名の職員が随行するようになっているようですが、なぜ市長も同行するようになり、その分も含んだ予算であります。なぜ市長が公費を使って行かなければならないのか、大変疑問が残るところです。市長は今年度、中国杭州市とヨーロッパへの旅費を6月議会で予算化し、9月には韓国を訪問されました。今度は台湾へと年に4度も海外へ行くこととなります。これらのすべてが本当に市政に必要なことでしょうか。

市長は今年4月に美濃を訪問された台湾美濃鎮へも、台北から足を延ばし表敬訪問が予定されているようです。美濃鎮との交流は広報でも取り上げていましたが、この交流の目的や今後の見通しなどあわせて、今回の表敬訪問の必要性がどこにあるのか。市職員2名では何が不足なのか、日ごろ厳しい財政を強調される市長の考えが理解できません。この数年、市民には受益者負担の公平の名のもと、利用料や使用料を新たに徴収しながら、みずからは海外へ市民の税金を使って行く。市民の皆さんが納得されるでしょうか。市長はもっと市民の暮らしに目を向けるべきです。よって、こうした予算には反対をするものであります。

次に、8款 土木費、2項 道路橋りょう費、5目 交通安全施設費、サイクルツアー交通安全施設整備費2,560万円についてであります。

この事業は、美濃和紙が世界遺産に登録される機会に、蕨生地内の旧道を整備し、和紙の里会館までつなごうとする事業で、旧道を車道と自転車道にカラー舗装で区別し、自転車が安全に通行できるようにするものだと言われております。この道路の幅員は、側溝からはかり、広いところで5メートル、狭いところでは4メートルほどですが、車道が狭くなり、かえって危険になるおそれもあり、こうした事業が必要でしょうか。

かつて、川湊灯台や小倉公園までの誘導路として市街地にカラー舗装が敷かれてましたが、あまり効果がなく、現在は普通の舗装になった事例もあります。また、この事業は、地元の皆さんから要望があったものではなく、美濃和紙が世界遺産に登録されるのを機会に市が考えたものです。国の経済対策で言えば市の負担はないので、この際着工しようと安易に計画されたのではないか。国の金といえども私たちの税金です。仮に道路予算に使うことになるのであれば、自治会要望にこそこたえるべきであると考え、この予算に反対をするものであります。

最後に、10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費及び3項 中学校費、2目 教育振興費中、教育情報通信技術環境整備事業の中で、電子黒板を小学校・中学校計8校にそれぞれ1台ずつ備えつけるために560万円の予算がつけられております。これも国が経済危機対策として予算措置し、文部科学省の方針で各学校に備えつけることが決められたようですが、電子黒板が緊急に今必要でしょうか。今でも先生方は忙しい毎日、子供と向き合う時間がもっと欲しいと言われております。電子黒板が備えつけられれば、使いこなすための講習も当然必要になり、そのための時間もかかります。情報化時代といっても、何事も機械を導入すればよい教育ができるという保証はありません。教育現場の先生方からの要求でなく、政府の机上のアイデアで高額の電子黒板を導入するのは拙速に過ぎると言わざるを得ません。電子黒板より、老朽化したプールの改修や学校図書の実、学校図書事務職員さんを嘱託から正規の職員にするとか、古くなった机、いすの取りかえなど優先的に予算措置をしなければならぬことがあるはずで、よって、電子黒板の導入にも反対をするものです。

以上、簡単であります。討論といたします。

○議長（市原鶴枝君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） ほかにないと認めます。これをもって討論を終わります。
これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、認第1号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第9号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第10号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第11号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、認第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第61号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、議第61号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第19 閉会中の継続調査申出書について

○議長（市原鶴枝君） 日程第19 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（市原鶴枝君） これをもって本日の会議を閉じ、第7回美濃市議会定例会を閉会いた

します。

閉会 午前10時33分

市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第7回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきまして、平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初めとする19件の議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

シルバーウイークの連休中は、うだつの町並みや長良川は多くの人出でにぎわい、特に道の駅「美濃にわか茶屋」においては、2周年感謝祭のイベントが行われたこともあり、開駅以来最高の売り上げを記録し、連休中は大変な盛況でございました。

10月になりますと、美濃和紙あかりアート展を初め、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、あるいは11月には産業祭の開催など多くのイベントを予定いたしております。議員各位には、今までと同様に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、民主党を中心とする新しい政権が9月16日に発足いたしました。新政権発足に当たって、全国知事会、全国市長会、全国市議会議長会等地方六団体は、真の地方分権の確立、地方関連の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性を検証し、最大限の配慮をすること等を盛り込んだ共同声明を発表いたしました。

市政の運営につきましても、新政権の動向を見守りつつ、財政負担の増加など地方への影響が懸念される場合には、全国市長会等を通じまして国に要望するなど慎重に行ってまいりたいと思います。

このところ朝夕は涼しくなり、秋の訪れが感じられるようになりました。議員各位には何とぞ健康に留意され、市政進展のため一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 本定例会には、平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げまして、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年9月30日

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 太 田 照 彦

署 名 議 員 森 福 子

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議 第 6 1 号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）	原案可決

平成21年9月30日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 市原鶴枝様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 2 号	平成20年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 3 号	平成20年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 4 号	平成20年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成20年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 9 号	平成20年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

認 第 1 0 号	平成20年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 6 1 号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 6 2 号	平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 6 4 号	平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 5 号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成21年9月30日

民生教育常任委員会委員長 岩 原 輝 夫

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝 様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成20年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	平成20年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	平成20年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 1 1 号	平成20年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 6 1 号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議 第 6 3 号	平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 6 号	美濃市工業用水道給水条例を廃止する条例について	原案可決

平成21年9月30日

産業建設常任委員会委員長 児山 廣 茂

美濃市議会議長 市原 鶴 枝 様